

地名散歩

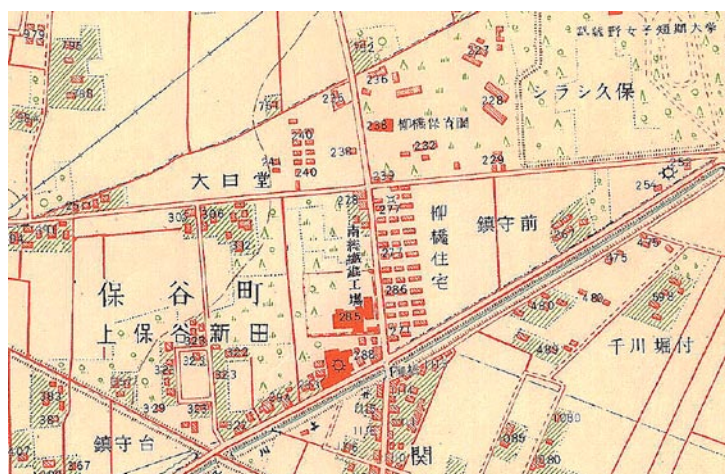
第3回 地名の「安全性」を考える 財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

東日本大震災以来、津波がどこまで到達したかが検証され、また液状化現象のあった土地の調査も進んでいる。丘陵の造成地で起きた地滑りや不等沈下の被害も指摘されるようになってきた。このような状況を反映して土地の高低や地質についての不安が高まり、地名から土地の安全性を判断しようという言説が最近にわかに増えている。

地形と密接に関わっている地名の分野に関心が集まるのは結構なことなのだが、無理解に起因する行き過ぎの例が、たとえばある週刊誌に載った「危険・安全な地名につく漢字一覧」と称する表である。これによれば「軟弱地盤地名」には窪(久保)、谷、沢、下、江、海、塩、磯、浦、浜、島、岸、橋、舟、津、池、沼、井、浅、芦、原、稻(その他多数)、「良好地盤地名」では山、峰、尾、丘、台、高、上、曾根、岬、森などが付くとして、ずいぶん簡単に割り切っているのだ。

しかし考えてみれば地名から地質や地形を判断するのはずいぶん無謀な話である。たとえば「窪地には窪のつく地名が発生する」という説明は妥当でも、順番を逆にして「窪のつく地名は窪地である」と言ったら間違いだ。狭い範囲を示す小字などを除けば、現実の、特に住居表示を実施した地域では「窪のつく地名」の大半が窪地ではないことも珍しくない。

ところで、武蔵野台地には窪(久保)のつく地名が多い。これは地形が平坦だからである。人をからかっているわけではなく、どこまでも平坦な土地が続いている地域では、これといって特徴がないので、大雨が降った時などに若干の水溜まりができて初めてわかる微小な窪地を土地の特徴として捉え、「〇〇窪」と命名する。その窪地の面積は小さいが、大雨で水が溜まるから、古くからそこには家を建てなかった(新興住宅地はその限りではないが)。要するに命名のもととなった具体的



右上に見える「クボ地名」と左下の「台」地名。平坦な武蔵野台地では、地形図にも表われないほどの微妙な起伏を捉えた地名が目立つ。

1:10,000地形図「田無」昭和27年測量

な「窪」以外の全域については、窪にまつわる軟弱地盤の心配は無用、ということになる。

池のつく地名の場合、命名のもととなった池の中に家は建てられないから、必然的に周囲の土地に住むことになる。その土地は池の畔の低湿地かもしれないし(このケースは少ない)、少し離れた安定した地盤、または池を望む高台という可能性もある。この例を考えただけでも、地名の漢字から安全性を云々することのナンセンスを理解するに十分であるが、そもそも「当て字」が非常に多い日本の地名を「字面」で解釈しようとする態度は、古くから多くの地名学者たちが戒めてきたところだ。

関東平野では太古の昔からいくつもの大河が乱流し、洪水の度に河道を変えてきた。洪水は沃土をもたらすので歓迎すべき反面、家屋敷が流されるのは避けたいのが人情である。このため集落は50センチでも高い土地、たとえば川の運んだ土砂が堆積した微高地である「自然堤防」に昔から発達してきた。水準測量などしなくても、土地の人はどこが浸水するか古くからの経験でわかっている。

そこには、たとえばハナワという地名が名付けられた。花輪という当て字もあるが、関東では「土が高い」と書く国字「塙」を作ってしまったほどである。50センチの高さは山村では無視できても、低湿地では大問題となる。これに対して、山村ではわずかでも緩傾斜地(厳密な平坦地はほとんどない)は珍しく貴重なので、平らを意味するナル・ナラなどの地名が付き、そこに成、檜、奈留、平などの字

が当てられる。一本松という地名が鬱蒼たる森の中には付かないように、同じモノでも周囲の状況によって位置付けは異なる。地名の命名はあくまで「相対的な価値判断」に基づいて行われるものだ。

そんな伝統的な地名の命名が続いてきたこの日本も、高度成長期で住宅開発が盛んになってくると、従来は田んぼだった低湿地に土をまぶして造成し、こともあろうに「○○台」とか「○○が丘」などと新たにイメージ優先の新しい地名を付けて売り出したところも少なくない。その結果、微高地たる自然堤防より標高の低い台・丘の地名が多数発生しており、地名での安全性の判断などますます不可能になった。

ついでながら前出の週刊誌で、某大学教授は「(東京の)自由が丘は本当の丘です。そんなに高い丘ではないが地盤はきちんとしている」と、昨今のニセモノの「丘地名」とは違うと主張している。しかし住居表示区域としての「自由が丘」は台地の部分も確かに含まれているが、九品仏川沿いの低地にも広がっている^{くほんぶつ}ので、地盤の状態はもちろん一定ではない。

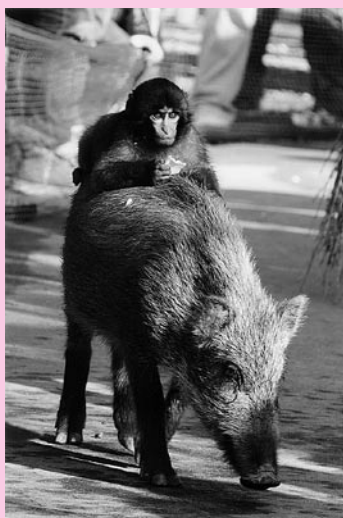
地名に用いられた文字だけを取って一喜一憂するのがいかに無意味であるか、これ以上説明する必要はないだろう。地名と安全性を結びつける企画は、マスコミや出版界では「受ける」かもしれないが、縷々述べてきたように、その企てそのものが破綻すべきものである。土地の安全性はあくまで地形や地質をもとに地道に判断するしかない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 665
2012 June



表紙写真
「イノシシに乗った小猿」

第26回写真コンクール銅賞
長嶋 玲 ●大阪会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第2回 土地家屋調査士のための「不動産税制の特例の基礎知識と登記」

札幌土地家屋調査士会会員 税理士 江川 昇

07 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2012 part11

まちづくり 明日への提言 ～震災復興の中で、土地家屋調査士ができること～

12 牡鹿便り ～ボランティアに携わって～

東京土地家屋調査士会会員 曾根 芳文

16 我が会の会員自慢 VOL.5

青森会/和歌山会

20 お仕事フェスタ2012 IN 愛媛

22 平成25年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

23 第27回日本土地家屋調査士会連合会ゴルフ大会開催案内

24 会長レポート

25 土地家屋調査士名簿の登録関係

26 ネットワーク50

東京会(福島編)

29 ちょうさし俳壇

30 2011年度「土地家屋調査士」掲載

索引 2011年4月号(No.651)～2012年3月号(No.662)

34 会務日誌

35 平成24年 春の黄綬褒章

35 土地家屋調査士の本棚 筆界特定事例集

36 編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

土地家屋調査士電子証明書発行等に係る手続について

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第2回 土地家屋調査士のための『不動産税制の特例の基礎知識と登記』

札幌土地家屋調査士会会員 税理士 江川 昇

はじめに

土地家屋調査士(以下「調査士」と略します。)は、通常、不動産資格専門職として認識されております。不動産には、各種の税金が課税されることから、本稿では、所有者に建物表題登記等前後に如何なる税金が課税されるか、いかに賢い節税を図れるか等の観点から、調査士として心得ておきたい不動産の税法を出来るだけわかり易く説明致し、特に表題登記との絡みで「取得前後」、及び居宅の「売却時」に係る特例の適用により、効果的な節税対策を絡めながら、本稿を進めて行くことと致します(なお★印は、調査士が関係する登記絡み)。

[1] 不動産取得前・取得時の税金と諸費用

(1) 印紙税

⇒売買(請負)契約書等に課税(税額表などは省略)。

「事例」建売やマンションの購入価格3500万円とした場合

- i、印紙代 15,000円
- ii、仲介手数料 116万円
- iii、登記費用(調査士・★表題登記10万円前後、司法書士・保存登記等15万円前後)
⇒税額表など省略。

[参考]誤って印紙を貼付しなくても契約は有効(民法上の意思の合致)。

但し、その場合には、本来の印紙税と2倍の過怠税が課せられる。

(2) 消費税

⇒建物価格に5%課税。土地の取得は、非課税。

建物に課税されるのは、年々費消(減価)されること。

土地が、非課税なのは、永続的に費消しないことによる。

「事例」建物価格2400万円とした場合、120万円課税。

契約書上、土地と建物の全体の価額の記載されている場合で、カッコ書で内・消費税120万円と記載されているときの建物の本体価額の求め方(逆算法)は、 $120\text{万円} \times 100/5 = 2400\text{万円}$ 。

(3) 不動産取得税

⇒土地、建物の固定資産評価額の(軽減率)3%。

なお、土地は、当該評価額の1/2で税額計算。
《特例》居宅の場合、都道府県事務所から、当該税の減額の手続きの案内が来ますので、必ず、減額申請すること(取得後60日以内)。この手続きをすれば、税額僅少(又は、0)となる。

[参考]相続以外の例えば、増築、贈与、交換などにも課税される。取得等のとき、1回だけ課税される。一定の書面添付必要。

(4) 所得税⇒住宅ローンの税額控除の適用(還付)

①居宅の新築増築等、一定の要件を満たし、かつ年末借入金残高の1%と平成24年分は、最大30万円のいずれか少ない方が適用対象額となる(今後、毎年この最大控除額は、減額されていきます)。

②所得税からの還付税額を受けても、なお還付対象額がある場合には、住民税から減額される(以上、10年間適用される)。

「事例」還付対象額20万円で、給与等の源泉徴収額15万円の場合、所得税の還付15万円、控除不足額の5万円は、住民税額の本来的税額から5万円控除される(最大控除限度額97,500円)。(手続き)その年の翌年1/1から3/15までに、還付申告書を提出する。

(5) 贈与税

⇒親(祖父母)から子(孫)への住宅取得資金の贈与の特例

(非課税限度額)1000万円(暦年非課税110万

円も加算OK)。

(一定の要件)子が、20歳以上で、その贈与年の翌年の3/15までに、新・増築して入居すること。

(手続き)贈与を受けた翌年2/1から3/15までに、この特例を受ける旨を記載した申告書を税務署に提出すること。

(参考)次の(6)の制度と異なる点は、相続開始時に遺産総額に加算されない。

(6) 相続税⇒相続時精算課税制度の利用

①60歳以上の親から20歳以上の子(孫)へ、その親の生存中2500万円まで、相続を待たずに生前贈与(贈与財産に、制限なし)を可能にし、その親(贈与者)の相続開始時に、その生前贈与分を相続財産に加えて、相続税の計算をする制度です。贈与税の課税を猶予するものです。

②子・孫(受贈者)は、贈与年の翌年2/1から3/15までに、贈与税の申告書と「この選択届出書」を一定の書面を添付して申告を要します。

(7) 事業所税

⇒意外と盲点の税金

→詳細は、指定市の税務課で確認を。

①課税要件

→ i、指定都市等(特別区・人口30万人以上の市)が課税。

ii、★事務所・店舗などの建物⇒表題登記上の合計床面積が、1000 m²以下は、免税(詳細は、省略)。

②調査士として、1000 m²超の表題登記の依頼があった場合、又は、新築計画の段階で、この事業所税の面積制限があることを、依頼者等に周知されておかれると喜ばれることもあります(私の経験上)。

③適用上の留意点

⇒従前から事務所ビル(800 m²)があった場合は、それと、依頼のビルとの合計床面積で課税されます。

800 m² + 1000 m² = 1800 m² > 1000 m² ∴課税

④税額

⇒面積基準1 m²あたり600円、従業者割(年間給与総額の0.25%)合計額。

(8) 固定資産税⇒1/1が賦課期日である。

「事例」居宅を新築しH23/12/31までに完成すると24年度から課税。

H24/1/1に完成すると25年度から課税。

完成日が1日違うと課税開始が1年違ってくことに留意して業務すること。

[2] 夫婦間での贈与税の特例の適用

①贈与税の配偶者控除の特例(相続税の非課税枠の引下げ対策に有効)

i、★居宅を新築(増築部分・中古建物、取得資金もOK)した場合。

ii、非課税額、2000万円(暦年非課税110万円加算OK)。

iii、適用要件⇒婚姻期間が20年以上。★新築時、贈与を受ける配偶者の持分(土地への持分も)を表題登記するのも一方法。

iv、贈与年の翌年の申告期間内に一定の書面を添付して申告必要。

②★建物を夫婦共有名義にするメリット(妻にも収入等がある場合)

居宅の場合

⇒ i、借入金があるとき、所得税の住宅ローン控除が夫婦共に受けられます。

ii、居宅を売却した場合、3000万円控除が、共に受けられます(土地及び居宅に夫婦の持分ある場合のみ)。

iii、相続が発生時、片方の持分のみが遺産総額に算入、相続税の節税になります。

iv、今後、相続税の非課税枠の引き下げに節税効果あり。

共同住宅の場合

⇒ i、賃貸料収入が、分散され、かつ、青色申告で確定申告をするときに、65万円控除が双方に、適用されます。⇒所得税(住民税)が節税。

ii、上記のiiiと同様の節税になります。

《留意点》★例えば、当初、夫単有で表題登記すべき(妻に収入なし)とき、夫から妻との共有にしたい旨の依頼があった場合、資金の負担割合を確認しないで、表題登記をした場合、贈与税が課税されますので注意してください。この場合、速やかに所有者更正登記(本来の夫名義に)をすることが必要です。

※建物新築登記等の情報は、税通として、各税の担当部署へ通知されます。

[3] ★親子間での建物表題登記の特殊なケース

(1) 親子リレーローン

i、当初は、子が自己資金を拠出していない限り

親(当初の債務者)の名義で表題登記・保存等の登記をし、相続開始後に、その子の名義にして(相続登記)ローン債務を引き継ぐ。

- (2) 親子で連帯債務をした場合、共有持分を計上
⇒贈与税を回避するため。

「事例」親、子、それぞれの給与所得が関係する点が留意点。

- i、住宅新築資金 4000万円、
父の資金1600万円+給与1200万円=2800万円
連帯債務A. 2000万円、
子の資金 400万円+給与 800万円=1200万円
- ii、表題登記時の共有持分の計算、
父、1600万円+A.2000万円×1200万円/2000万円
=0.7 (7/10)
子、1200万円+A.2000万円× 800万円/2000万円
=0.3 (3/10)

【4】★親名義の居宅に、子が増築した場合の登記手続など

※このケースの税務とのからみは、贈与税が課税されない登記手続と、借入金で増築をした場合、住宅ローン控除が受けられるかが、節税対策上の留意点となります。

- (1) 他所に居住する子が自己資金で親の居宅に増築した場合

①住宅ローン控除を受けるために、「自己が所有し、かつ居住しているという～」要件に適合させるため、

i、まず、表題部の変更登記の前に所有権の一部移転登記を先行させる(原因、贈与)。贈与税の非課税110万円以内で、子の持分を登記し、かつ、住民票も親の建物へ転居届を提出する。

ii、次いで、確認申請上の増築の建築主(子・持分1/6)が、増築登記の申請をします。

iii、更に、増築登記完了後、従来の居宅の持分変更登記が必要です。

《事例》増築登記前の居宅の固定資産評価額600万円、

イ、上記① i 後の、持分

⇒親5/6、子1/6 (100万円分、移転後)。

ロ、子が1400万円で増築。増築後の建物価額2000万円。

ハ、贈与税をクリアーするために建物表題変更登記をしてから、所有権一部移転登記(原

因・代物弁済)を司法書士へ依頼をする。

二、変更後の持分の計算

i、固定資産評価額600万円、

持分比・親5/6=500万円

同上・子1/6=100万円

ii、親の持分 500/2000=1/4、

子の持分1500/2000=3/4

※上記のような親の有する居宅に、子が増築する場合には、贈与と看做されないようにするため、調査士、司法書士、税理士(又は、税務署)と、打合せをすることが賢明です。

iv、上記の手続きを省略(簡略)するために、親名義の居宅を前掲した【1】(6)の相続時精算課税制度(生前贈与)を利用して、増築前に、その居宅の親の所有権の全部を移転登記する方法も、一つの方法と思います。

【5】その他

①★調査士が建物表題登記を、オンライン申請で申請した場合には、保存登記時の登録税が、軽減されます。

本来の登録税×10%>4000円 ∴少ない方の額

②★相続税の納付につき、現金・預金が不足している場合に、一定の財産で物納することが、認められています。相続人らから土地の分筆登記を依頼されることもあります。

【6】居宅の「売却時」の特例(優遇税制)

(1) 特例の概要(以下の特例は、3年間に1回受けられます。)

居宅を譲渡した場合には、通常、譲渡益が生じたときは、①3000万円の特別控除、②軽減税率の適用、③買換えの特例があり、譲渡損が生じたときは、特定の場合には、譲渡損失の損益通算、及び繰越控除の特例の適用を受けることができます。

(2) 3000万円の特別控除^{*1}

⇒(所有期間、短期、長期間問わずOK)

①不動産の譲渡は、別途、分離課税とされています。

②(算式)

譲渡価額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額^{*2}
=課税所得

③取得費

⇒取得時の領収書、無ければ、譲渡価額の5%とされます。

建物の取得費は、

取得価額－償却費相当額^{*1}＝取得費

※1 (算式)取得価額×0.9×償却率×使用経過年数＝償却相当額

譲渡費用⇒仲介料、測量費、印紙代など。

※2 特別控除には、他に収用等の場合(5000万円)等の控除あり。

④居宅を売却の前に贈与税の配偶者控除(2000万円)の適用をしておく、夫との共有名義となります。この3000万円控除は、各共有者に適用がありますので、最大、夫婦で6000万円まで適用OK。

(3) 居宅の居住期間が、10年超で譲渡益6000万円以下(3000万円控除後)の場合には、税率が次のように軽減されます。

⇒所得税、原則15% (特例10%)

住民税、原則 5% (特例 4%)

(4) 居宅の買換えの特例制度の概要

⇒課税の繰り延べの制度。

①一定の要件の下、居住期間10年超の旧居宅を売却し(譲渡益発生)、新居宅を取得した場合、課税を猶予し、新居宅を将来売却したときに、譲渡益が発生した場合に課税される制度です。旧居宅の取得時の価額を引き継ぎ、新居宅の売却時に課税されるので、あまりお勧めできない制度です(3000万円控除を受けたほうが得策)。

「事例」

i、譲渡資産の譲渡価額≦買換資産の取得価額の場合

⇒その譲渡はなかったものとされ、将来売却するときまで税金は、繰り延べられます。

ii、譲渡資産の譲渡価額>買換資産の取得価額の場合

⇒その超える部分について、長期譲渡所得として課税される。

②譲渡損失の損益通算及び通算後損失の3年間繰越控除の特例

この特例の適用要件は、年末に住宅ローンがあること等、非常に細かく規定されておりますので、ここでは、割愛させていただきます。

(5) 上記の(2)、(4)の特例は、いずれか一方のみを選択し、かつ、納税額がなくても一定の書面を添付し、確定申告が必要です。

【7】今回の消費税等の改正(案)の主な改正点

【先の閣議決定の主な内容】

①平成26年4月から8%に、27年10月から10%に税率引き上げ。

②消費税の影に隠れていますが、**等の意味には、次の改正もあります。**

i、相続税の非課税枠の引き下げ(施行期日は、H27/1/1の予定)

(従来)

5000万円+1000万円×法定相続人の数

(改正後)

3000万円+ 600万円×同上

《事例》法定相続人が1人の場合

⇒上記算式の差額2400万円に対する相続税は、約310万円の大増税となります。

ii、相続税の税率の引き上げ⇒遺産1億円以下の場合、変更なし。

iii、贈与税の税率の引き下げ⇒1000万円以下の場合、変更なし。

iv、所得税の住宅関連の税額控除の見直し(ここでは、省略します)。

v、居宅の保存・抵当権設定の登録免許税の税率軽減措置の適用期限

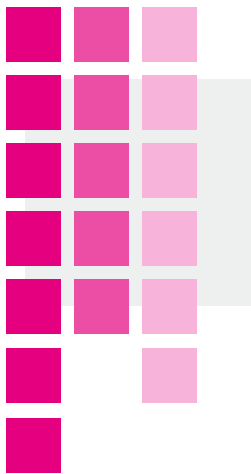
⇒2年延長(H25/3/31まで)。

③上記の特例の大半は、結果的には、2年延長される見込みです。

完

おわりに

限られた紙面上、今回は、基本的な項目や、特例の細かい部分の適用要件などは、省略せざるを得なかったこと、御了解ください。依頼者(所有者)等から不動産に係る税金の相談があった場合には、上記の特例などがあるので、詳しくは、税理士、又は税務署に御相談をするようにと、アドバイスするのもサービスの一環と思います。調査士の先生方におかれましては、この拙稿を読まれたことを機会に、各種の税金に対する興味を持たれたならば、筆者としては幸甚に思います。なお、本稿を書き終えた(4月中旬)段階でも、国会では、消費税の増税案等で紛糾しております。上記の特例等の大半は、時限立法なので期限切れとなるものがありますが、特例は、適用期間が延長されることになると思います。今後の改正税法に御留意ください。



ほっかいどう地図・ 境界シンポジウム2012 part11

まちづくり 明日への提言

～震災復興の中で、土地家屋調査士ができること～

平成24年3月2日
於 ホテルライフオーブ札幌

三月とはいえ北海道では春の訪れにはほど遠く、深い冬の眠りから醒めぬかのように、街路づたいに除雪車が跳ね上げた雪がうず高く積まれている。そのためか北海道では、研修会をはじめとする多くの事業がこの時期に組まれている。

平成14年(2002年)から始まり、今年で11回目を迎える北海道ブロック協議会主催の「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2012 part11 まちづくり 明日への提言 ～震災復興の中で、土地家屋調査士ができること～」が、平成24年3月2日(金)に、札幌・中島公園のホテルライフオーブ札幌で開催された。

昨年3月11日の三陸沖を震源とする巨大地震にともなう津波による甚大な被害をもたらした東日本大震災から1年、「震災からの復興」「防災とまちづくり」「そのなかでの土地家屋調査士の役割」をキーワードに、被災地の東北から宮城県土地家屋調査士会の鈴木修会長をお招きし、現地からの報告と、地元・北海道の室蘭工業大学工学部の田村亨教授から震災後の北海道のまちづくりについての提言の二つ

の講演が行われた。会場には、地図行政に携わる法務局の方々、国や道・市町村の地籍に携わるの方々、土地家屋調査士の関連団体、測量業界からの参加者約230名の出席があった。

開会に際して、北海道ブロック協議会の桑田毅会長から、札幌法務局をはじめとする関係官庁のみなさまのご理解とご協力のもと、今年で11回目の開催を迎えたことへの感謝とお礼の言葉があり、復興支援の中で、これからのまちづくりについて、シンポジウムを開催する旨の挨拶があった。

引き続き、日本土地家屋調査士会連合会の関根一三副会長からも法務局、官公庁の方々、そして来場された市民のみなさまへのお礼の挨拶があった。また震災復興の中で日調連が取り組んできたことの報告と各方面からの支援への感謝が表明された。今秋、「災害からの復興」をメインテーマに、国際地籍学会(台湾・韓国・日本)による第8回国際地籍シンポジウムが、札幌で開催されることが紹介された。



関根日調連副会長

第一部講演

「震災復興に向けて～現地からの報告と検証～」

宮城県土地家屋調査士会会長 鈴木 修



鈴木宮城会会長

札幌でのシンポジウムに先立って、愛媛県、神奈川県、愛知県での各土地家屋調査士会主催のシンポジウムへ参加され、日本全国の土地家屋調査士とともに、震災復興へ向けた動きを積極的にされている被災地でもある宮城県土地家屋調査士会の鈴木修会長から、この一年を振り返っての現地からの報告があった。震災直後には、復興に向けての土地家屋調査士の役割につき、鈴木会長のコメントが、朝日新聞の第一面の記事で紹介された。その後、土地家屋調査士が、被災した建物に関する認定の段階における専門的な役割を果たす場面等で、行政機関とともに復興支援にあたっていったことは報道されている。

講演の冒頭では「大震災から1年になります、北海道をはじめ全国からご支援をいただき、東北は助かっています。本当に感謝しています。被災地じゃないとわからないこと、被災地だから感じたことを、今日は、お返しの気持ちで、皆さんにお話ししたい。」という地域を代表しての震災後の支援への感謝と心からのあいさつがあった。

そして会場で配布されたレジュメには、大きな文字で「4年以内に、70%とは、4年後のことですか?」とある。実際に大震災を経験しないと伝えられないこと、震災が起これと言われているけれども、理屈ではわかっている、誰もが、明日、自分が被災す

るかもしれないことを考えていない、という現実。防災の準備は、震災が今日来る、という気持ちを持つ必要があることをあらためて教えられた。

講演では、スライドにより、震災による地殻の水平移動は、最大で宮城県の女川町江島で5.85 m、垂直移動は、石巻市鮎川浜で1.14 m沈降が記録されていることが紹介された。「阪神・淡路大震災のときに、数十センチの移動ですから、今回はひと桁違う。仙台市内でも、新幹線、高速道路の高架やマンションを乗せたまま地殻が3 m動いたのだから、実はいろいろなことが起きている。」と悲惨な震災後の写真とともに会場に伝える。シンポジウムの報告として、的確に要旨を伝えることを広報員に求められているが、どうしても「生の言葉」でしか伝えられないものがある。現地を見ないと話せないこと。現場を見たから言えること。講師の肉声に、少しでも近づけるように、口語体での講演紹介での報告とする。

「実際、家が流されたところを調査した際に、その字名は「流」という。字名とは、固有名詞だから、元々誰かが意味を持って名前をつけている。ほかにも「荒浜」「水神」「汐入」「関上」「砂押」という字名が示すとおり、もともと地形はこうであったと考えられるものが多い。常日頃地域の慣習を調べている土地家屋調査士が、字名をこのような眼で再度調べることで、我々しかできない防災マップができるかもしれない。

さらに防災における先人の教えとして、青森から宮城に至る三陸海岸の各地にある石碑が紹介される。大津波記念碑には「高き住居は児孫の和榮、想へ惨禍の大津浪、此処より下に家を建てるな。明治二十九年にも、昭和八年にも津波は此処まで来て部落は全滅し、生存者、僅かに前に二人後ろに四人のみ 幾歳 経るとも要心あれ。」とある。昭和三陸地震(昭和8年)の4か月後には、宮城県は「海嘯罹災地建築取締規則」という条例を制定して、海辺から一定の範囲の津波の被災地や被災する恐れがある地域を建築制限し、違反者には「拘留又は科料ニ処ス」とまでした。しかし、これは迷信だとか、今の時代では大丈夫だとして、戦後の住宅ブームでは、この条例も廃止している。震災についての心構えとして、今回の震災は本当に想定外だったのか、考えな

ければならない、反省しなければならぬ、と振り返り、過去に、先人たちが残してくれている、これらを真摯に見なければならぬ、と強く警鐘する。

大震災に遭って考えたこと、そして組織として、どう動かなければならぬのか、震災発生時から紹介された。そして、このことは他の組織にも役に立つかもしれない、と振り返る。実際、被災は考える暇がない。あらゆる判断は熟慮する暇がない。その場で反射的に答えなければいけない。災害時には宮城県土地家屋調査士会でも、災害対策本部を立ち上げるという規則が存在した。しかし、平時に作った規則は、非常時には使えないことがわかった。会員の20～30%ぐらいにしか連絡できないときに、組織表も連絡網も、全員がそろっているときに成り立つもので、平時に考えたものは使えない。集まった人間が対策本部になって、チーム宮城としてやった。電話もネットもつながらない、ガソリンもない、そのなかでの会員の安否確認。できることは全部やった。

非常時に、公平に動くということを考え始めると、とても難しい。あちこちに会員がいる、公平ばかり言っていると、どこにも物が届かない。24時間以内に必要なものは何か、困っているところがあつたら、そこに、目の前に困っている人がいれば、すぐ渡そう。すくなくとも会員のための組織、会員のためであれば、と考えるとわりと簡単に答えが決まった。

大きい組織から小さい組織まで、同じだと思うが、情報を開示すること、今、どういう状況になっているかということ、解説すること、どういう意味か、これさえやっていけば、かならず信頼関係はできる。

宮城県の進捗では、まだ復興までいかない。地籍の問題の以前で、どうやって生きていこうか、という段階。今回の震災前から、宮城県では、災害時に士業の人が集まって専門的立場から地域に貢献しよう、という組織がある。「宮城県災害復興支援士業連絡会」というものです。実際に、今回の大震災の数日後に、税理士、建築士、弁護士等々いろいろなジャンルの専門家が集まった。さて、どうしようか、ということで、まずは相談をやっていこう、となった。我々の資格分野は、縦割り、この分野は税理士で、この分野は、としてしまいがちであるが、複

合的な相談、専門家同士が、各々たらいまわしせず、グループとして相談にあたった。避難所までも行った。

そんななかで土地家屋調査士だからわかることを提言しないとイケない。儲かる、儲からないじゃない、業務はあとからついてくる。境界復元業務が、大量に出るのではないのでしょうか、とおっしゃる人もいますが、まちづくりが決まれば、それにもとづいて、様々なことがでてくる。しかし、まだ政策が決まっていない。現地でも着手できないことが多い。実際に動き始めたら、沢山の問題が発生するかもしれない。機会ある度に提言している。地域が復興するには、まずいたるところにある瓦礫^{がれき}を片付け、道をあげなければならぬ、産業廃棄物の処分になるが、それを宮城県だけでやると23年かかるそうだ。かたづけないと復興できない、岩手、福島も同じだ。」

実務的な被災後の登記・地図等の課題が、個別に、具体的に紹介された。電子基準点及び三角点の測量成果公表が停止された。その後に電子基準点の移動量からパラメータ変換を行うことになっている。これを実際にやってみると現地で合わないところが発生する可能性が高い。個々には法務局と話し合っただけで進めていく必要があることが報告された。

建物の滅失登記に関しては、画像情報により被災した家屋が紹介された。建物の認定要件の裏返し、建物滅失の要件とはならない事例が紹介された。通常の場合の取壊しを原因とする建物滅失登記と違うところは、所有者の意思に反して、建物としての要件を欠くことになったこと。1階は津波で被災したが、実は、2階に住んでいる等々。現場では、法務局からの指示で、所有者の意思を確認しておこなわれた。建築制限とのかねあい、今後の高台移転、また借地借家法の第10条の問題もある。

土地については、水平移動と同時に、垂直に関しても、最大1.4mも下がっている。海面下の土地は、即海没による土地の滅失となるのか。今回は土地の滅失登記はしない、とされた。土地が海面下に沈んでしまった場合に、その経緯が天災によるものであって、かつその状態が一時的なものである場合には、私人の所有権は消滅しない、という先例による取扱いとなったことが紹介された。(昭和36年11月9日民甲2801号局長回答)

実際、仙台市内でも3m動いている。海岸部では、5mも動いた。水平移動に関しては、土地の境界は絶対に動かないという原則がある。阪神・淡路大震災の時に、広域的な水平地殻変動では、移動したところを筆界にする、とした。しかし直線道路が湾曲しているところを水平地殻変動だけで処理していいのか。厳格な要件づけのうえでの土地の地積変更登記が、仙台法務局と打ち合わされていることも紹介された。

今後考えられる別の問題として、パラメータ変換だけの処理による問題が紹介された。仙台市内では、4mの道路幅員が、変換により3.99mになってしまった場合がある。測量の誤差の範囲として正しいかもしれないが、4.00mないと、現実には、家が建たない。

区分建物に関しては、阪神・淡路大震災のときに制定された「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成7年3月24日)」は、再建集会招集は、1/5以上で招集でき、再建決議を4/5以上とし、3年間原則共有物分割請求を制限した等の建て直すための特措法であり、東日本大震災について被災区分所有建物に関する特別措置法を適用しないとした。(平成23年9月30日)

「被災地じゃないとわからないこと、被災地じゃないと経験できなかったこと、それを伝える責任があると思っています。そして災害については、迅速性がすべてです。支援する側も、支援される側も熟慮する余裕はない。被災者を救うことが大事。そして専門家の社会貢献。これは他人から与えられるものじゃない。目の前で困っている人がいて、それを見たり気がついたら、動くこと。」会場で、強烈な印象を感じさせる言葉だった。東日本大震災からのメッセージを大切にしなければいけない。そして、これから復興までの長い道のり。このシンポジウムに参加された方が、震災復興の力となってくださることが、復興支援の第一歩かもしれません。

第二部講演

「構想なき風土がもたらす閉塞感を超えて

～北海道の地域・都市計画への期待～

室蘭工業大学 工学部 田村 亨教授



田村室蘭工業大学教授

今回、防災という新たな視点を加えた、北海道における「まちづくり」について、都市地域計画を大学で専門とされる立場から講演があった。

北海道拓殖銀行の経営破たん以降も続く厳しい北海道経済の現状を見据え、少子高齢化という人口減少の中での経済成長と平成23年3月11日に発生した東日本大震災による安全・安心という新たな軸を加えた中での地域や都市のビジョンについての施策が提案された。

はじめに、帯広市を例として少子高齢社会の進展と北海道の都市計画の特徴を踏まえた独立した地方都市におけるコンパクトな市街地をイメージしたまちづくりが紹介された。

我が国の国土の脆弱性とエネルギー・情報・物流等のシステムに依存する脆弱性は、複合的な機能や多重ネットワークの重要性を認識させ、地域の安全保障を東日本大震災は再認識させた。防潮堤等の従来の防災から、例えば1000年確率へ、人が亡くならないことを基準に被災する、その上で、減災で対応する制度設計の考え方が必要となってくる。また復興計画は、20年後の地域産業の将来像とともに地域に根ざした産業の再生なくしては真の復興・復興はありえない。東北の再生が、人口減に悩む地方都市に対する先駆的なモデルとなり、日本全国を元

気にする、そういう強い姿勢で臨むことが、被災地域やそれを支える全国民に課せられている、と訴えた。

そのうえで、世界の潮流とされる自由化、地方分権、少子高齢社会の中での経済成長、安全・安心の4つの視軸を踏まえて、フランスやドイツのヨーロッパでの事例を挙げ、政府と地域の役割、そして地域間での調整、地域社会の自立について講演がされた。

室蘭工業大学の田村亨教授と札幌土地家屋調査士の出会いは、震災後に延期され、夏に開催された第1回地籍問題研究会の席上で、清水英範教授に、震災復興・まちづくり・地図と土地家屋調査士というテーマでシンポジウムを検討している旨のご相談をしたところに始まります。早々、ご挨拶と打合せで、大場副会長、北方副会長とともに大学の田村研究室を訪ねました。昔、清水先生とは、まさに質実剛健、柔道部と剣道部に所属され、今日に至る長いご交流があったとお話を伺いました。大学においては「都市地域計画」という分野において、プロジェクト評価、つまり都市開発や道路の建設にともなう費用対効果を検証し、プロジェクト評価する研究をされており、近年、札幌市郊外において国立の教育大学を核とし、誕生した新たなまちづくりの際にも開発計画に携わっておられたとのこと。

このシンポジウムを通じて、田村先生から「いままです学生に、道路のつくり方を教えてきたが、その先にあるもの、つまり境界というところについてのお仕事をされている土地家屋調査士のことをよく知らなかった。」とされたうえで、地殻変動による道路幅員の変更にともない建築に関する取扱いについては、興味を示され、今後は、ぜひ学生にも、そのあたりの話を聞かせたい、と関心を示された。同大学と札幌会のご縁は古く「出前講座」「寄附講座」という制度が生まれる以前に、札幌会の会長を務められ、同大学OBの故・金子肇先生が、非常勤講師として室蘭工業大学開発工業科立地工業科で教鞭を執られていた。今回のシンポジウムをきっかけに、再び、同大学OB土地家屋調査士による寄附講座が実現できることを札幌会では期待している。

ポスター・セッション

第1ブース「筆界特定制度」札幌法務局

第2ブース「境界問題ADRセンター」

さっぽろ境界問題解決センター

土地境界問題相談センター函館

旭川境界問題相談センター

境界問題解決支援センター道東

第3ブース「法14条地図」

社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会

第4ブース「無料登記相談」札幌土地家屋調査士会

休憩時間を利用して、会場内での講師の先生と参加者との交流を目的として、また、制度PRを目的とした個別のブースを設置したポスター・セッションの開催は、今年で3回目となる。昨年に引き続き、札幌法務局の筆界特定制度に関するブースをはじめ、不動産登記法第14条地図作成作業に関する資料を掲示した社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会のブース、「さっぽろ境界問題解決センター」ほか道内4会のADRセンターのブースが設けられた。多くの来場者が、各ブースで気軽に担当者からの説明を受けていた。各機関からの協力が無いと実現しない企画ではあるが、参加者と各機関との貴重な情報交換の場となっていた。

シンポジウム終了後に、第一部の講演に関して「かなり印象的だったのは、迅速性がすべてだ、ということ、専門職として、現場にいてわかることがすごくあるから、他の人達と連携して情報を発信していく必要がある、とおっしゃっていたところが、私たちが、いま災害対策委員会を作って、動きはじめているところにフィットするお話であった。」というコメントを札幌弁護士会から参加された秀嶋ゆかり先生から頂戴した。宮城県の災害復興に関する士業連絡会が紹介されていたが、北海道における災害時の士業の連絡会が発足していることから、防災という分野においても専門家としての役割と責任を感じた。

広報員 中原章博(札幌会)



牡鹿便り

～ボランティアに携わって～

東京土地家屋調査士会会員 曾根 芳文

寄稿にあたって

知己の日調連の担当理事から、「何度か被災地に行っているようだけど、その時のことを書いて欲しい」と言われ、私が個人的に行っているボランティアのことをお話させていただきますが、あくまで合間をみて、ちょこちょこ行かせて貰っているだけで、この場で公言するのも恥ずかしい限りです。土地家屋調査士という職能を活用している訳でもありませんので、余り皆さんにご報告するようなものではありませんが、日常の中、狭い観点からしか物事を観られなくなっている自身を見直す良い機会にもなった一面もあるものですから、お引き受けするに至った次第です。

きっかけ

私が個人的に、所謂ボランティアとして、牡鹿半島の突端にある石巻市の旧牡鹿町鮎川浜地区に行くきっかけとなったのは、昨年3月19日に日調連の緊急救援物資輸送部隊にドライバーとして参加した際、未だ手付かずの状態であった現地の惨状を目の当たりにして、すっかり人生観が変わってしまうような衝撃を受けたことでした。

牡鹿半島鮎川浜について

牡鹿には機を見て何度か訪れています。なぜ牡鹿なのかというと、昨年5月の半ばに、家の近所の寺でやっていた復興支援を兼ねた展示会で偶然知りあった人が、現地のボランティアセンターで、やはりボランティアで事務局をやっていると伺って、連絡先を聞いていたからです。あと水平方向5.3m東南東に移動、鉛直方向1.2m沈下した地殻変動を自分の目で確かめたいという思いもありました。

この鮎川浜は捕鯨で有名な旧牡鹿町の中心地でした。元々牡鹿町という町でしたが、いわゆる平成の大合併で石巻市となった町です。半島突端の沖合に

は奥州霊場で有名な金華山があります(津波の強烈な引き潮により牡鹿半島との海峡の海底が露になった写真を見たことがあります。その光景はまるでモーゼの海割れの様相です)。

捕鯨基地であり、被災直後には反捕鯨国の一部の人から「捕鯨をしていた報いだ」などと酷いことを言われもしました。そもそも過疎化が進んでいましたが、この震災で町の人口が更に半減してしまいました。鯨歯を加工して工芸品にする職人も未だ数人いたようですが、それもこの津波で辞めてしまったそうです。また牡鹿というだけあって、よく鹿に遭遇します。ここでは鹿は神様の使いなので、むやみに駆除したりしません。しかし道を走っていると山側から突然に降ってくることもあり、よく車とも衝突してしまいます。

この鮎川浜も含めて主幹産業は漁業です。山を隔てた入り江毎に集落があり、それぞれが「何々浜」と呼ばれ、浜毎に人々の気質も異なるようですし、浜毎の養殖の種類によっても被害に差が出てきていて中々複雑な様相です。

いざ、現地へ

実は私自身もそれまでボランティアに参加したことはなかったので、自分なんか行って何ができるんだろうという思いが先に立って、躊躇していたのが正直なところでしたが、前述の輸送部隊に参加したことをきっかけに、「被災した仲間にとータルステーションを送ろう!」という運動に参加する機会を得まして、その皆さんから頂いた機器達を、ご要望があった福島会と宮城会にお届けした後に、思い切って個人参加してみようと連絡していたところ、「いつでもどうぞ」との答えを頂いていたので参加することにしたのです。

先方の事務局から、「とにかく牡鹿公民館を目指して来てください。道の状態が悪いのでなるべく明るいうちに到着する方が無難です。」と言われていたので、グーグルマップで検索したところ、最新の衛

星写真に映った現地の光景は、辛うじて道らしきものがあるばかりの瓦礫の山の中に、ぼつんと残っている公民館等の幾つかの建物があるばかりでした。辿り着けるのかなぁ…。一抹の不安がよぎります。

道中は、言われたとおり曲がりくねった道の所々が陥没していました。慎重に峠道を進んで行くと、途中分岐点があり、カーナビに指示されたのでしばらく行ったのですが、何か地形と合いません。ナビはその指示を最後にうんともすんとも言いませんし、おかしいなぁと思って海岸線をしばらく進んで浜にいた地元の漁師さんに尋ねたところ、やはり道を間違っていて、元の道に戻るのが無難だとのこと、分岐点まで延々と戻る破目になってしまいました。元の道に戻って気付いたのですが、その分岐路線と本線とは分岐後に7~8m平行な位置で同じ方向にカーブしていて、後に現地で会った他の人のナビも同様に間違えたと聞き、これが地殻変動による5m強の水平移動の影響なのかと実感した次第です。そんなこんなで途中ですっかり日も暮れてしまい、現地に到着したのも夜になってからでした。

ボランティアセンター事務局は牡鹿公民館内にあり、実はこの公民館自体も2階まで津波にのまれた場所で、コンクリートの躯体以外の元のものは何にも残っていない状態でした。電気は発電機で自らの手元は懐中電灯で照らさねばならず、建物は取り壊すことが決まっていることもあって、ガスも水道も通っていません。薄暗い中で数人の事務局員が明日の手配の準備に追われています。当時はまだ、石巻市内の瓦礫撤去活動も盛んでしたし、市内にある社会福祉協議会からは、中々牡鹿半島まではボランティアを回して貰えず、いつも人手不足でした(市の復興事業も石巻市内優先で、こんな所にも平成の町村合併の問題点が見え隠れします)。それでも全国から個人参加のボランティアが多く集まってくれていて公民館には活気が溢れていました。但し、部屋は大部屋に雑魚寝で、寝る場所を探すのにも一苦労でした。私の作業は翌日からでしたが、事務局スタッフ(皆ボランティア)の皆

さんは遅くまで忙しそうでした。外に出ると、辺りは漆黒の闇の中。星空がとてもきれいでした。

初めてのボランティア

翌日の初日に行ったのが漁師さんの漁具置場で、サンマの延縄漁に使う網が、二十束ほど互いにこんがらがって、網の一部は窓の外に飛び出し瓦礫に引っかかってあるのもあり、漁師さん達でさえお手上げ状態なものを、こちらに援助の連絡をしてきたものでした。ましてこちらは15人程度の素人集団。これを見た時は正直「先ず無理だろう…新しいのを買うしかないのでは?」と思っていました。

ところが、素人なりに皆であちこちからほぐしながら引っ張ってゆくとこれが次第にほぐれてきて、皆も徐々に要領も得てきて、5時間くらいの格闘の末、見事全部分離できたのでした。最初は漁師さんも期待はしてなかった様子でしたが、最後には本当に喜んでくれていました。素人集団でも人が集まればすごい力を発揮する。これは現地に行って仕事に携わる毎に必ず感じることです。

また、こんな仕事もありました。大谷川という浜に谷川小学校という小学校があり、この裏山の神社にあった、海から上がる表参道の階段がやはり流されてしまっていたので、学校裏手から尾根の土を削って、階段を造って欲しいというものでした。ここ大谷川浜はやや内陸に延びた集落なのですが、少し高台にある一軒を残して全ての建造物が基礎ごと跡形もなく無くなってしまったところの一つです



皆で造った神社への階段

(この谷川小学校は湾が一望できる高台に位置していて、遠くから押し寄せる大津波を校庭からいち早く目視できたので、生徒はこの神社の裏山に逃れ、無事全員避難できたのですが、眼下の学校は無残にも校舎ごと浪にのまれてしまったので、潮が引いた後も子供たちは一晩中山の中で寄り添い合って、寒さと恐怖に打ち震えていたそうです。その学校も復旧を断念し廃校となってしまいました…)

依頼はこの浜の地区長さんで、その裏山に登る崖地に、祭事にお婆さんでも登れるようなものを造って欲しいという要望でした。これもまた経験者無しの素人20人ばかりが、高低差7~8mばかりの所に土を掘って40段近くもの階段を造ろうというのですから大変な作業です。それぞれ工区を分けてやったのですが、石があったり、根っこがあったりと中々鍬が入りません。それでも大汗かきながら皆で一日かけて格闘すれば、多少形がいびつなのはご愛嬌として、なんとまあ手作り味のある立派な裏参道ができたではありませんか。

私は土地家屋調査士ですので、当然専門家としてのプロボノ活動として貢献する意義もあるとは思いますが、この様に現地では気合の入った素人達が凄い力を発揮する場合も多いのです。中にはプロをも凌ぐ仕事振りを発揮している方々もいます。自分も「土地家屋調査士のプロだなんて思っているのは自分だけ」何てことが無いようにしないと…。

その他色々な活動

側溝堀は、肉体労働の中でも重労働の部類に入ります。夏の炎天下にガチガチに踏み固められた瓦礫と泥が詰まった側溝をつるはし等で掘るのですが、ある時は富山から単身車でやって来た、まだ二十歳そこそこの普通の女の子がこの重労働に当たっていました。外仕事に慣れた私にだって相当過酷な仕事です。さすがに周りの皆も熱中症を気遣っていましたが、もうその日に帰ってしまうので、できる限りやりたいと言うので、休む間も惜しんで仕事に当たっていました。そういった人達に出会うにつれ、ここでは仕事の如何に関わらず、皆気持ちが繋がっていると心から感じるができます。

因みにボランティアの中でも、専門化が進む人達があります。この側溝堀もその一つで、側溝家さんと呼ばれる人達がいて、もう側溝堀を求めて被災各地を転々としています。中には自分で蓋あげの道具を持参してくるチームもあります。きっと既に日本有数の側溝堀り家さんとなっていることでしょう。あとはフェチの方もいらっやいます。私が遭遇した静岡からやって来た主婦の方は、もう泥だしマニア。泥だしとは家の軒下とかに、ぶ厚く溜まった泥を平スコップ等で排出する作業なのですが、これも鼻を突く様な異臭と、狭くて体勢のきついところで行う重労働なのですが、あの半乾きのチョコレートクリームのような泥の塊が、モコッと取れるのが快感だそうで、病みつきになったのだそうです。何となく分かるような分からないような…。

津波被害を受けて取り壊しが決まった家は、重機で解体する前に中に残された泥潮を被った家財道具を排出するのですが、釘も出ているし、中には床が抜けそうな部屋もあるので気が抜けません。特に濡れ畳は重かった…。家は解体が決まっているのですから、掃き掃除まではしなくとも良いのですが、これも不思議と最後には皆箒で床を掃くことにしています。やはりその家の人の想いの詰まった家ですし、人と同じように、野辺送りする様な気持が自然とそうさせるのかも知れません。心を込めて無心に掃除し、掃き清めることで魂を鎮める想いに通じているようにも思います。

ここ鮎川浜は今年の台風17号でも大きな被害が出ました。町を流れる川の水が氾濫し、津波は免れ



一日の仕事を終えて、満ち潮に浸かる港

ていた山筋の家々も氾濫した濁流に浸かってしまいました。全く泣き面に蜂です。私がお掃除をしたお婆ちゃんの家も床上まで水が上がってきたので、近所の人に連れられ夜中に退避したのですが、濁流に行く手を塞がれ、流されないように金網フェンスに捕まって数時間救助を待ったそうです。お婆ちゃんはこの家にまた住みたいということで、3人がかりで泥だしから床の水拭きまでやりました。最後は玄関まで水で拭き取ったので、玄関の外で靴を脱いで入らなければならない程でした。先日、久しぶりに顔を出したところ、鯨の缶詰持って行けって言うので、ボランティアだからと断ったのですが、どうしてもと言うので頂いたところ、センターの人からも「気持ちだから貰ってあげて良かったんだよ。」と言われ、素直に嬉しかったです。

ボランティアを通じて思うこと、土地家屋調査士業について

ある会合で、隣席した弁護士さんから「あれ(ボランティア)は学芸会の乗りだから楽しいんだよ。」という意見がありました。確かに重労働を終えた後、皆で食事をする時とかは楽しいけど、決してそれだけでは、皆が何故あれ程までに仕事に打ち込めるのか説明が付きません。「精神性」というと少し大袈裟かも知れませんが、これが私たちの持つ、遠く祖先から引き継いできた何かに起因するものと思えてなりません。自分のことより、誰かのために働く時にこそ真の力が発揮できることがあることを多くの人を経験則で知っていますし、あの場はそのことを体感し、全国から集まったボランティア同士、またボランティアと現地の方々との「絆」を確認できる本当に良い「場」なのだろうと思います。

また仕事に取り組む姿勢も少し変わって来たよう

に思えます。引き受けたボランティアでは自分なりに最高の仕事をしたいという思いは、土地家屋調査士業についてもでき得る限りを尽くすとは何かを希求することに通じ、自問する日々です。どちらも大切な仕事です。

この東京に在って、震災後、原発後も10年一日の如く、一見すると何も変わらないように見えるこの世の中と私達の業界。でも本当は皆、薄々気付いているのだらうと思います。もう元の日々には戻れない、戻ることは無いことを…。

最後に

私はこの土地家屋調査士業が好きです。天職だとも思っています。しかし今のままでは、この先は厳しいだろうとも考えています。この先、低経済成長時代に向かっていくかもしれません、それでも私達のこの「アナログとデジタルを融合させる様な特殊な職能」を発揮する場は必ず求められると思いますし、それがどの様な場になって行くのかを、社会の一員の視点から探求して行かなければならないのだらうと思います。その視野を多角的に拡げる一役に、このボランティア活動が役立てられればとも思っています。

これからも本当に微力ですが被災各地の皆さんと共に歩みたいと思います。また今後は土地家屋調査士としての社会活動も模索して行きたいとも考えています。

PS. 先日も「自分も被災地でお仕事したい」という息子(6歳)を連れて牡鹿に行行って来ました。大したことはできませんでしたが、一緒に仮設住宅向けの新聞を配ったりしました。

我が会の会員自慢

VOL. 05

青森会 『どっちも本業！』

青森県土地家屋調査士会 大柳 錦也

青森会では数年前から「異色調査士」と題し、個性ある会員をピックアップして会報の特集記事に協力していただいていたまいりました。その中で今回のテーマにピッタリの会員を紹介させていただきたいと思い、再度、大柳錦也会員に協力をお願いし対談させていただきました。

大柳会員は土地家屋調査士業とプロレス業との二足の草鞋をはき、ご活躍されている大変特色ある会員です。ちょっとマニアックな質問もありますがご了承ください。

それでは対談に入らせてもらいましょう…

青森県土地家屋調査士会 広報部 高田 俊和／佐々木 学

広報部：こんにちは。

以前の青森会会報に続き2度目の記事依頼になりますがよろしくお願いします。

では、さっそくですが対談にはいらさせていただきます。

私は父がプロレス好きだった影響で、小さい頃から私もプロレスが大好きでした。学生時代は友人と、結婚してからは妻ともプロレス観戦によく行きました。

そこで質問なのですが、大柳会員とプロレスとの出会い、そしてプロレスラーになろうと思ったきっかけを教えてください。

大 柳：私も父がプロレス好きで、深夜のテレビをたまたま一緒に観たのがプロレスとの出会いでした。きっかけは、大学を卒業するまで何の目標もなく過ごしてきて、何か一つでも自分の意志で決めて進んでみたいと決心し、それならば好きなプロレスをやってみたいと思い、駄目元で当時新しくできたばかりの「闘龍門ジャパン」に入門しました。

広報部：では、土地家屋調査士になろうと思ったきっかけについて教えてください。

大 柳：もともと家が土地家屋調査士事務所で、学生時代からアルバイトで手伝いもしていましたし、漠然とですが将来継ぐことになるだろうと思ってました。プロレスラーになってから一度業界を離れていた時期があったのですが、その時に資格だけは取ろうと思い勉強して3年目に合格しました。

広報部：もう少し時間を戻しますが少年時代はどんな感じの子だったと思いますか？

また学生時代は？

大 柳：少年時代はよく昼休みや体育の授業中にプロレスごっこをしたりして活発だったと思います。

学生時代は観る専門で、皆の前では大人しく目立たない方だったと思います。

広報部：私達とあまり変わらない印象を受けますね。

簡単に言うのは難しいと思いますが、自分の性格はどんな感じだと思いますか？

大 柳：自己主張は苦手です。特にしゃべることは。全体をみて不足分を補うようなポジションを見つけるのは得意だと思っています。

広報部：意外な感じがしますね。プロレスラーが自己主張が苦手というのは。

それでは、プロレス業と土地家屋調査士業ではどちらが大変だと感じますか？

大 柳：肉体的にはプロレス業、精神的には土地家屋調査士業、と言いたいところですが、プロレス業は自分が好きで始めたことなのでどんなに疲れても痛くても大変だと思ったことはないです。



なので責任という上では人の財産を扱う土地家屋調査士業の方が大変じゃないでしょうか。

広報部：ちょっと難問でした。

今度はプロレスをしていて良かったこと、悪かったことについて教えてください。

大柳：良かったことは試合での自分の行動について、リアルタイムでダイレクトに反応があることですね。自分の考えた技や動きで会場が沸くとうれしいです。悪かったことは特にはないです。

広報部：悪かったことがないなんてプロレスが本当に好きな印象を感じます。

普段のタイムスケジュール、プロレスのトレーニング日数、年間の試合数、遠征について教えてください。

大柳：平日9時～17時半は土地家屋調査士業、それからジムへトレーニングに行きます。

トレーニングは週3～6日。年間の試合数は50～60試合で土日が多いです。基本的には岩手県の矢巾を中心に東北での試合が多く、東京の後楽園ホールや新木場、九州巡業もあります。

広報部：1年があつという間に過ぎそうな感じがしますね。

ここから5問、マニアックな質問をさせていただきます。まず、私は初代タイガーマスクのファンでした。テレビで初めて観た試合はとても衝撃的だったのを今でも憶えています。大柳さんのファンもしくは尊敬するプロレスラーは？

大柳：三沢光晴選手です。2代目タイガーマスクを自ら投げ捨てた試合が衝撃的で、そこからプロレスにハマりました。

広報部：確か大柳さんの出身高校にはプロレス同好会があったと思いますが、同好会には入っていたのですか？

大柳：残念ながら入っていませんでした。学園祭で同好会が体育館に簡単なリングを作ってプロレスをする、というイベントがあったのですが、開演前にこっそり忍び込んでプロレスごっこをしたことがあります。

広報部：数年前、私のイチ押しだった団体に大柳さんが所属していたことを知り、かなり驚きました。その団体はメキシコで練習していたと思いますが、メキシコでの苦労話などを教えてください。

大柳：メキシコ経験者は誰も通る道なのですが、下痢、空気の薄さ、言語の壁ですね。特に食べ物はタコスやトルタスなど美味しいものはたくさん

あるのですが、そこらへんの安い店で使用している油が日本人には合わないらしく、体重が20キロ近く落ちてしまいました。

広報部：その団体で大柳さんのキャラで印象深いのが「大柳二等兵」なのですがキャラ作りは会社から言われるのですか？それとも自分で考えるのですか？

大柳：各選手のキャラクターは師匠であるウルティモドラゴン校長から与えられます。そのキャラ(二等兵)は校長が前々から温めていたお気に入りでもずっと続けたかったのですが、キャラ作りしすぎて某団体からクレームが入りできなくなっていました。

広報部：そうですね。残念でしたね。

私の愛娘の得意技は「神取ボンバー」ですが、大柳さんの得意技を教えてください。

大柳：卍(まんじ)固めです。いままで色々なキャラを経てその度に得意技も変わっていったのですが、現在は黒パン一丁の昭和キャラですのでクラシックな技を使っています。

広報部：また普通の質問？にもどりまして、大柳さんの思い出深い試合と辛かった試合を聞かせてください。

大柳：思い出深いのは、2011年9月、岩手県矢巾での試合です。デビュー10年目でシングルベルト初挑戦、敗れはしましたが今までベストバウトだと思っています。辛かったのはメキシコ時代、メキシコ人のマスクマンとのマスカラコントラカベジュラ(マスク剥ぎ対髪切り)戦で、試合中に大流血し、しかも負けて丸坊主にされ散々な試合でした。後にその対戦相手とは友人になり、記念に当時のマスクを貰ったりしたので結果良い思い出にはなりましたが。

広報部：聞いていてちょっと怖い感じもしますが…。

興味深いプロレスラーのファイトマネーについてですが教えていただけますか？



大 柳：ファイトマネーはレスラーによって個人差があるので私の回答が参考になるか分かりませんが…。

すみません。一応夢を売る商売ですのでノーコメントでお願いします。

広報部：こちらこそ失礼な質問ですいませんでした。

最後の質問になりますが、これから土地家屋調査士としての抱負、そしてプロレスラーとしての目標について聞かせてください。

大 柳：土地家屋調査士業としては今までどおり責任をもって正確な仕事を、レスラーとしては青森在住ということで青森のプロレス活性化に貢献できればと思っています。土地家屋調査士業とプロレス業、業種としては全く違いすぎて関連性はないかもしれませんが、自分にできる広報活動としてプロレスを観に来るお客さんにも土地家屋調査士という業種を違った角度からアピールしていきたいと思えます。お互いがお互いに片手間で行っていると思われないよう、身体が動く限りは二足の草鞋で頑張っていきたいと思えます。

広報部：これからも二足の草鞋での活躍を期待します。長時間にわたり体験談など貴重なお話をありがとうございました。

※プロレスに興味のある方、大柳選手の応援よろしくをお願いします。(スポンサー募集中！)

特に連合会広報部・東北ブロック役員の皆様、ぜひ大柳選手に土地家屋調査士会の広報用のリングガウンやリングパンツのプレゼントをお待ちしております。



和歌山会

『歳は忘れたが仕事は忘れていない、
記録もすべて残している！』

和歌山県土地家屋調査士会 中島 留吉

和歌山会の相談役として長年会務に携わり、今年で88歳というお年にもかかわらず、現役土地家屋調査士として第一線で活躍される中島留吉先生に、その健康の秘訣と自慢話を寄稿いただきました。業務はもちろん、研修、研鑽と一生懸命に取り組まれるお姿は、誰もが認めるものであり、見習うべきことが多いのです。ここだけでは書ききれないとは思いますが、中島先生よろしくお願ひ致します。

和歌山県土地家屋調査士会 広報部

私の開業歴は、司法書士業務が昭和25年7月10日で、土地家屋調査士業務が昭和27年9月22日であるから、両会共60年余り業務をしており、今だに現役である。昭和54年1月1日付、和歌山地方法務局備付登録番号は、司法書士として第15号、土

地家屋調査士として第47号であるが、全国的な順位基準は不明としても、現在、私より若い番号は少ないだろうと思う。

昭和27年当時に、土地家屋調査士は、何人であったのか？公的に示したものは持ち合わせていない

が、私の手元に残る資料では、昭和32年1月1日付和歌山県土地家屋調査士会紀南支部会員が11名として名簿に記録されている。これは、和歌山県内を南北に二分したもので和歌山県会紀北支部と紀南支部があり、紀北支部会員の数は全く覚えがないのだが、県内の全会員数は50人程度だったように思う。

私の法務歴はというと、昭和13年4月19日裁判所雇いとなる。未成年で裁判所書記登用試験に合格し、成年となって10日目で昭和19年勅令第190号で、同193号により判任官と任命された。

その後、戦争になったことから現役軍人として兵役に従事し終戦によって復職。昭和24年法務庁は中央研修所制度を設けたので、私は和歌山県第1回生の修了者である。昭和24年には、農地改革における登記の功績が認められ、法務総裁表彰を受けた。翌年に役所を退職したのだが、主として登記畑で育ったおかげで、司法書士・土地家屋調査士の仕事を行う上で参考となるような書籍、通達書類もたくさんある。

一部を紹介すると

1. 昭和初期から昭和13年までの和歌山地方裁判所登記官決議録
2. 不動産登記訓令通牒決議類纂
昭和9年5月発行 古仙常吉著
3. 法律提要
昭和10年発行 明倫館
4. 農地改革における登記
昭和23年8月発行 新谷正夫著
5. 六法全書
昭和16年より現在まで
6. 登記研究誌
創刊号より現在まで
7. その他にも、自己の勉強のためにと和歌山県史、郡史、町史も持っている。
古書については、この位にしておかねば書き切れなくなってしまう。

こんな私の趣味はといえば、書道と魚釣りと生け花(師範免許)それに庭木の剪定である。天気の良い日には、梯子に登り松の剪定をしている。季節も良くなれば、魚釣りに海へ出て行く。自宅から自転車にのって5分で釣り場に着く。

そう、数年前には、氏子の神社記録(神社役員歴12年)と寺院記録(寺役員歴40年余)を各200ページ

にわたり収集し写真入の本にまとめた。浄土真宗西本願寺派教区委員として、和歌山市鷺ノ森別院の役員にもなった。

最近の収集といえば、明治の地租制度からの調査をして税金に関するものを含め、時代の流れを知る上で必要な資料を収集し記録集を作った。いつの時代でも税金問題が事件となるもので、和歌山県紀北地区では粉河寺に2,000人の不満群衆が集まり軍隊で鎮圧したこと、和歌山県紀南地区では我町日高郡印南町で一揆が起きていることに興味を引かれ調べてみたが、元々私の目的は、この事件を調べるのではなく、昔の海浜地と河川の境界で埋立てにより不明になってしまった部分の調査をすることだった。

何にでも興味を持ち収集したい私であるが、昨年11月で収集を終えたのは、相続についてのもので、‘明治初期の相続は慣習に始まる’から現在相続の取扱いの流れをまとめるためのものだった。現在は遺言制度について調べていて、近日中にまとめたい考えである。

ようやく整理を終えたばかりであるから、今後、和歌山会の資料として提供したいと考えている。

以上大声を上げて、全国的に見れば犬の遠吠えに過ぎないかもしれないが、我が歳も八十八歳になる。このタイミングで、今回の連合会報に寄稿方照会があったことから、年寄りの自慢でもしてみようかという気になったものだが、井戸の中の蛙は大海を知らずと言われるが、井戸内は、隅々までわかっているつもりである。

最後に皆さんに申し上げたいのは、身を動かすこと、頭を使うことは、誰にでも通じる健康法と自信を持って言えること。

そうして歳を忘れることを申し上げます。

平成24年5月

お仕事フェスタ 2012 IN 愛媛

3月24日・25日愛媛県松山市で開催された「お仕事フェスタ2012」というイベントに取材に行ってきました。

「お仕事フェスタ」というのは、多岐に渡る分野での各種資格取得を目指す専門学校を運営している学校法人河原学園が主催。また、愛媛県や松山市をはじめとする多数の団体や企業の協賛のもと、小・中・高校生、及びその保護者を対象に愛媛県のキャリア教育・職業教育の場を提供する目的で開催されており、今年で3度目になります。

目的詳細は、以下の3点。

1. 小・中・高校生にこれからの将来に向けて職種・企業・専門能力等を知ってもらい、進路等を考えるきっかけにしよう。
2. 仕事体験をすることによって、仕事の内容ややりがいについて興味を持ってもらい、将来の夢を膨らませてもらう。
3. 産官学が協力して地域の人材育成に繋げていく。

具体的に会場では主に4つのブースを用意しています。

1つ目は、来場者がPCを使って簡単な質問に答えて、自分に向いている仕事や業界を発見する「適職診断ブース」。

2つ目は、約100職種の専門職、企業の講師から、仕事の内容について話を聞ける「職業ガイダンスブース」。

3つ目は、約40種類の仕事を専門職の講師と共

に実際に体験し、職業理解を深める「仕事体験コーナー」。

4つ目は、仕事に就くための進路や進学先について調べる「進路相談ブース」。

愛媛県土地家屋調査士会では2度目となる協賛、また、「職業ガイダンスブース」の公務員・専門資格の仕事のコーナーへ講師として愛媛会の理事を派遣しています。

そこで私は2日目の午後取材にお伺いしました。また、日調連の岡田副会長も来場されていました。

全来場者数は、1,984名(1日目：937人、2日目：1,047人)。

土地家屋調査士会ブースへの来場者は、1日目13名(11組)・2日目25名(14組)。

予想通り、「土地家屋調査士」という職業の認知度は大変低いです。当然、自ら進んでブースを訪れる学生はいないので、立ち会いの写真や測量中の写真を見せて、「何をしていますか?」と声をかけて呼び込みます。プレートや金属標については、どういう意味かは知らなくても、道路に設置してあるのを見たことがある人は、結構いたそうです。

私が取材中も、男子高校生2名が来て、「法務局に登録を出すのが…、内業と外業があり、独立開業できる仕事である。」等の業務の説明を受けた後、「どういうときに仕事をするのか?」「どういう資格試験なのか?」「合格率は?」という質問をしていました。

また、1人は薬剤師でもう1人は保育士を志望している女子中学生2人組は、土地家屋調査士の仕事内容や、資格試験についての説明を受けていました。保育士を志望している子のお父さんは建築士で、将来的に自分も建築士の資格試験は受けたいと言っていました。

会場内を歩いてみると、まず女子の来場者が圧倒的に多いことに気付きました。

「仕事体験コーナー」には、たくさんの方がいてエステティシャンによるハンドマッサージ、パティシエと一緒にクッキーやパンを作る体験、プロダクトデザイナーの指導のもとTシャツやキーホルダーにデザインをほどこす体験、父兄には柔道整復師によ



る治療体験が行われていて、大変な人ばかりでした。まるでアミューズメントパークのようで、楽しそうでした。

「職業ガイダンスブース」では、特に美容師・ネイリスト・漫画家・声優・パティシエ・イラストレーター等、女子が好む華やかそうな、ネームバリューのある職業のブースが盛況でした。

この機会に、改めて土地家屋調査士になろうと思ったきっかけや、土地家屋調査士の魅力について考えてみました。確か自分が目指した頃には、内業と外業、法律(文系)と測量(理系)というようにバランスがよい、独立開業ができる、等が魅力と紹介されていたような。

果たして、今はどうなのだろう…。ということで、土地家屋調査士をインターネットで検索してみました。

“一国一城の主として人生を歩んでいきたい方にピッタリの資格”

取得後フリーとなり事務所を構えて独立しやすいので、日本土地家屋調査士会連合会に登録されている、約18,000名のほぼ全員が独立を果たしています(他の資格との兼業者含む)。

“重要な役割と高い評価にふさわしい好収入の可能性も！”

全国の土地家屋調査士の年収(売上規模)の全国平均は、1,000万円以上に達しています(日本土地家屋調査士会連合会調べ)。不動産登記申請の専門家として、高い評価にふさわしい報酬を得られるのが魅力です。

中・高校生に興味深く映るのかな？

ついでに、合格者のアンケートを覗いてみると、

土木工学系(大学・専門学校)出身者が約半数を占め、独立開業を目的としている人が最も多く、また、50代以上の合格者には、退職・定年後のセカンドキャリアとして、この資格を選んだ人が大半を占めるそうです。

極めつけは、合格率。受験者は年々微減傾向にあり、合格者もそれに準じて減少傾向にあり、相変わらず7%を切る難しさ。

なるほど。どおりで小・中学生、高校生には人気がないわけです。

何年後かに「お仕事フェスタ」で話を聞き、土地家屋調査士になりました。という人が出てくることを望みながら、来年に向けて小・中学生や高校生にキャッチーないい文句を考えてみたいと思います。

皆さんも土地家屋調査士の認知度アップに、いいアイデアがあれば、愛媛県土地家屋調査士会にぜひご一報を。

広報員 小倉修二(徳島会)



平成25年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度のご活用をご検討ください。

1 出願要領

出願資格(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

◎出願資格

- (1) 高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2013(平成25)年3月卒業(修了)見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2013(平成25)年3月修了見込みの者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 学校教育法施行規則第150条により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2013(平成25)年3月31日までにこれに該当する見込みの者

◎出願条件

- (ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し合格後の入学を確約できる者
- (イ) 日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けられる者
推薦条件：土地家屋調査士を希望し、卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
- 本入学試験制度は後継者育成が趣旨であります。現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。
- 出願者と出願推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨にご留意下されば結構です。

◎試験科目：面接のみ ※面接、提出書類等の評価、審査結果を総合的に判定し、可否を決定します。

◎願書受付期間等

- A日程** (1) 願書受付期間…2012年10月18日(木)～10月31日(木) (出願書類提出は日調連宛郵送必着)
(2) 試験日…2012年11月10日(土) (3) 合格発表日…2012年11月14日(木)
- B日程** (1) 願書受付期間…2013年1月31日(木)～2月13日(水) (出願書類提出は日調連宛郵送必着)
(2) 試験日…2013年2月24日(日) (3) 合格発表日…2013年2月28日(木)
- ※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116(直)

明海大学不動産学部が保護者の方向けに、進学セミナーを開催いたします。ぜひご参加ください。

2 明海大学不動産学部 保護者のための進学セミナー

◎日 時：2012年8月18日(土) 15:30～18:30

◎場 所：明海大学浦安キャンパス(千葉県浦安市明海1丁目) JR京葉線「新浦安」駅下車 徒歩約10分

◎内 容：講演：「不動産学部で何を学ぶのか？ビジネスで成功するために」：中城康彦(不動産学部長)
パネルディスカッション：「不動産学を学ぶ意味」在学学生、卒業生、教員など
不動産学部の教育プログラム、不動産学部教員との意見交換会

◎対 象：高校生の保護者。高校生の同伴は自由です。

◎参加費：無料

◎予 約：事前予約が必要です。以下の予約・問い合わせ先にご予約ください。

予約・問い合わせ先：koho999@meikai.ac.jp (企画広報課メールアドレス)または企画広報課
(TEL047-355-1101)まで。「不動産学部進学セミナー参加」とし、①参加者氏名 ②参加者の身分
③電話番号を明記の上、メールにてお申し込みください。 予約締切り：8月8日(水)まで(予定)

◎当日は、オープンキャンパスを行っております。御子弟と早めに御来校いただければ、体験授業や教員による個別相談、学内見学、学食体験などにご参加いただけます。詳しくは、上記までお問い合わせいただくか、ホームページ<http://www.meikai.ac.jp/opencampus/urayasu/index.html>をご覧ください。

明海大学浦安キャンパス OPEN CAMPUS 2012

7/8(日)、7/22(日)、8/4(土)、8/18(土)、8/25(土)、9/22(土)、11/18(日)

各日程 10:30～15:00 事前予約不要

不動産学科魅力発見コーナーで、各日程12:00から保護者向け説明会を行います。ぜひご参加ください。

※プログラムの内容等は変更となる場合があります。



第27回 日本土地家屋調査士会連合会 ゴルフ大会

開催案内



前夜祭・宿泊

日時 平成24年9月9日(日) 受付 午後5時30分より
開宴 午後6時30分

場所 『スイスホテル南海大阪』
〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波5-1-60
TEL 06-6646-1111 (代表)



ゴルフ大会

日時 平成24年9月10日(月)
場所 『泉ヶ丘カントリークラブ』
〒590-0106 大阪府堺市南区豊田2990-226
TEL 072-292-8500

登録締切

平成24年7月20日(金)
所属の土地家屋調査士会にお申込み願います。
開催要領及び申込書は、所属の土地家屋調査士会にございます。



お問合せ先

主催：近畿ブロック協議会
(大阪土地家屋調査士会事務局) TEL 06-6942-3330
〒540-0023 大阪府大阪市中央区北新町3-5
問合せメールアドレス kinki-block@chosashi-osaka.jp

会長レポート

REPORT

4月16日
～5月15日

4月17日

公明党 懇談会

公明党事務局が新任され、横山政治連盟会長と共に、今後についての協議を行う。

17日～18日

平成24年度第1回監査会

監事による監査が行われ、監査報告を受けるとともに、総会に向けての協議を行う。

23日

谷垣禎一議員「衆議院議員谷垣禎一氏を囲んで『政経文化研究会セミナー』」

盛会裏に開催されておりました。

定時総会運営に関する打合せ

関根副会長、加賀谷総務部長出席

平成24年度の総会に向けて、関根副会長、加賀谷総務部長と打合せを行う。

25日

連合会、近畿ブロック協議会、中部ブロック協議会の関係者による打合せ

関根・志野・林・岡田各副会長出席

平成24年度の総会に向けての、事業報告並びに事業計画等について、協議を行う。

26日

第3回正副会長会議

各副会長、竹谷専務理事、加賀谷総務部長出席

<協議事項>

- 1 平成24年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

26日～27日

第1回理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

<審議事項>

- 1 平成23年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 連合会会館(シティ音羽)の処分について
- 3 平成24年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について

画(案)について

- 4 平成24年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
- 5 第69回定時総会提出議案について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会弔慰規程の一部改正(案)について
- 9 専務理事の役員手当について
- 10 業務統計等検討会の設置について
- 11 第8回特別研修の開催日程について
- 12 制度対策本部員の追加選任について
- 13 調測要領委員会委員の追加選任について
- 14 平成24年秋の叙勲及び褒章受章候補者の追加推薦について
- 15 平成24年度日本土地家屋調査士会連合会顕彰受賞者について

<協議事項>

- 1 第69回定時総会の対応について
- 2 平成24年度第1回全国会長会議の開催について
- 3 各土地家屋調査士会における筆界特定事例の収集について
- 4 土地家屋調査士業務報酬に係る経費の算出に関する取りまとめについて
- 5 第8回特別研修の実施方法について
- 6 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 7 一般市民を対象とするインターネットを利用した土地家屋調査士に関する市場調査の委託について

5月10日

土地家屋調査士業務開拓に関する打合せ

関根副会長、児玉常任理事、信吉京都会長出席

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士業務開拓について
民間の業務開拓に向けて、不動産業界への対応について協議を行う。

日本弁護士連合会新旧事務次長就退任挨拶対応

関根副会長、竹谷専務理事出席

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成24年4月2日付
東京 7722 田中陽一郎 東京 7723 黄本 範子
神奈川 2926 河田 明成 埼玉 2510 廣瀬 勝輝
千葉 2108 渡辺 悟 千葉 2109 清水 広美
茨城 1418 塚田 昌英 茨城 1419 海老原光和
群馬 1007 築瀬 勝 静岡 1731 八木 安広
大阪 3157 森留 禎雄 兵庫 2395 尾端敬之助
兵庫 2396 村上 寛子 兵庫 2397 高田 康宏
兵庫 2398 廣瀬 孟司 愛知 2804 足立竜之介
愛知 2805 神谷 豊 石川 647 森田 良雄
福岡 2202 梅田賢太郎 福岡 2203 夏山 靖弘
福岡 2204 溝上 貴史 大分 819 田邊 信康
鹿児島 1043 吉嶺 孝史 山形 1223 鈴木 智春
岩手 1135 永野 智之 札幌 1164 丸子 博志
札幌 1165 佐々木琢至 香川 696 石田 真一
徳島 493 野村 康介
平成24年4月10日付
東京 7725 渋谷 暢彦 東京 7726 根岸 修
東京 7727 柳井 英隆 神奈川 2928 佐伯 卓郎
大阪 3159 砂邊 愛尊 兵庫 2399 大平祐規子
滋賀 424 伊藤 久夫 滋賀 425 樋口 勝訓
和歌山 422 奥崎 卓哉 愛知 2806 三浦 章司
山口 944 竹内 基晴 鹿児島 1044 松元 伸一
香川 697 岡崎 浩二
平成24年4月20日付
東京 7729 遠藤 幸保 東京 7730 村岡 隆
神奈川 2930 小川 将仁 栃木 901 池田 務
静岡 1732 宮本 稔 長野 2568 郷津 直文
大阪 3160 薄出 茂 兵庫 2400 平井 万也
和歌山 423 松波 学 熊本 1179 瀬口亜由美
宮城 1002 中嶋 秀 旭川 294 小泉 悟

登録取消し者は次のとおりです。

平成23年4月30日付 福岡 1912 光安興一郎
平成23年12月7日付 新潟 2053 守田 貴雄
平成24年1月5日付 福岡 1076 光安 毅
平成24年1月29日付 福岡 778 太田 益雄
平成24年2月10日付
福岡 1454 中村 邦夫 旭川 224 桜岡 裕司
平成24年2月13日付 熊本 950 磯崎 恭二
平成24年2月25日付 鹿児島 531 喜山 輝三
平成24年3月2日付
埼玉 411 三上 秀男 鹿児島 600 梶 武志
平成24年3月5日付 東京 4403 二戸 敬
平成24年3月8日付 東京 2166 武田 昭三
平成24年3月16日付 青森 721 對馬 直人
平成24年3月19日付 香川 576 川原 廣嗣
平成24年4月2日付
東京 5807 都丸 光男 東京 7076 園田 恵
埼玉 195 金子 久治 埼玉 1117 野口 勝久
埼玉 1318 有山 耀正 千葉 987 桐島 弘憲
静岡 451 齊藤 茂夫 静岡 480 八木 三雄
静岡 1008 板取 良登 静岡 1180 松井 均
静岡 1196 古木 五郎 岐阜 1140 小田 博司
島根 428 天野 衆衛 福岡 1184 平井 誠一
佐賀 268 古賀 涉 熊本 1088 連尾 幸輝
岩手 903 遠藤 忠司 秋田 883 鎌田 勝信
青森 672 矢島 勝美 札幌 525 牧野 栄助
平成24年4月10日付
東京 5025 井出 正二 東京 5253 鷺尾 賢司
東京 5351 鈴木 章 東京 6341 田中 達次
東京 7058 田口 勝久 東京 7101 上田 康之
神奈川 1432 笠原 宏 神奈川 2889 川村 英士
埼玉 1103 宇津城晃一 埼玉 1820 栗原 久男
埼玉 2418 杉山 偉人 千葉 1263 杉本 和義
千葉 1722 渡邊 和男 群馬 553 井上 雅以
静岡 937 古屋 典子 静岡 1006 月見里 勲
長野 1987 内山 威 長野 2019 仲田 紘司
長野 2039 吉池 史夫 長野 2140 原 一
長野 2463 峯村 周治 長野 2547 寮 喜博
新潟 2102 青木 光夫 大阪 1485 増田 勝彦

大阪	3107	坂口 修一	京都	499	北村 博子
京都	585	川口 浩良	兵庫	1554	古田 宗男
愛知	436	堀 鎭夫	愛知	1341	加藤 嘉春
愛知	1886	伊藤 哲彦	愛知	2025	井野 克則
愛知	2684	岩本 敏幸	三重	558	吉原 太
三重	665	橋本 茂夫	岐阜	267	丹羽 昭雄
岐阜	655	清王 隆司	岐阜	691	今井 達雄
岐阜	955	森本 新治	岐阜	974	上嶋 政昭
富山	154	林 健市	広島	1790	林 将義
福岡	2148	濱岡 正治	佐賀	480	川副 輝夫
長崎	664	酒井 定仁	沖縄	198	比嘉 清徳
宮城	555	渋谷 潔	宮城	983	大浦 康宏
岩手	881	稲葉 守	秋田	454	安部喜三郎
青森	210	十文字重太郎	釧路	131	三浦 友也
高知	605	竹中 順次			
平成24年4月20日付					
東京	4589	五味 泰昭	千葉	1227	白石 豊次
千葉	1426	峰島 良明	群馬	745	長井秀一郎
静岡	1582	小池 静夫	兵庫	1308	竹内 豊
兵庫	1747	前田 利之	佐賀	288	堤 諒
熊本	159	齋藤 五助	福島	545	成田 久利
福島	557	井戸沼藤雄	福島	1273	鈴木 功
釧路	286	荒屋 春一			

ADR 認定土地家屋調査士登録者は
■ 次のとおりです。

平成24年4月2日付

栃木	824	手塚 英史	岐阜	1082	大堀 弘
岐阜	1135	田村 寛康	岐阜	1177	松井 浩
岐阜	1187	森 淳志	鳥取	385	岩本 薫
鳥取	459	渡邊 徳和	鳥取	461	田中 正彦
鳥取	462	尾崎 誠	鳥取	463	高場 裕由
熊本	990	甲斐 義一	旭川	290	宮垣 光人
香川	550	福岡 淳	徳島	489	武岡 康則
平成24年4月10日付					
千葉	1956	乾 祐三郎	釧路	328	岩浅 圭一
釧路	339	河合 崇之			
平成24年4月20日付					
富山	496	池田 由香	山口	905	大窪 圭子
長崎	731	園木 登	岩手	1126	浅沼 智之

NETWORK 50

ネットワーク50

東京会

「特別企画
東北三県からのたより
震災後の現状～福島編～
(大震災と原発事故から1年を迎えて)」

福島県土地家屋調査士会 副会長 橋本豊彦



『とうきょう』第589号

東日本大震災から1年経った3月11日、天皇陛下をお迎えして政府主催の追悼式が行われ、鎮魂の祈りをささげられました。今

回の災害に対しまして、貴会そして会員皆様には多大なご支援、ご心配をいただいておりますことに感謝申し上げます。

福島県内各地においても追悼行事が行われ、未曾有の災害で亡くなった犠牲者の冥福を祈り、東京電力福島第一原子力発電所事故か

らの一日も早い復興を遂げる「福島再生」を誓いました。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から1年、特集を組むマスコミは国内外におよび「あの日あの時」の対応を検証されており、時とともに詳細が明らかになっていくものと思っております。

昨年3月11日の大震災は三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で日本列島を揺さぶり、相馬港では10mを優に超える巨大な津波が襲いかかり、リアス式海岸の入り組んだ港町や漁村の奥深くまで爪痕が残されました。

現在は、瓦礫などは数箇所片付けられて建物の基礎のみがぼつぼつと残っているのみで、同じ場所に一年前には街があり人の営みがあったとはにわかに信じ難い情景です。

震災直後の沿岸部の行方不明者の捜索は原発事故のため、警戒区域内においてはほとんど行われず、捜索が本格的に行われたのは8ヶ月過ぎた昨年11月初旬ごろ

でした。

通常の海中捜査は潜水士による海中操作が行われますが、原発事故により海底の放射線量が高く潜水士が潜ることができないため、水中カメラを搭載した潜水ロボットを使用して、水中カメラで海中の様子を撮影した映像を地上のモニターで確認する方法での捜索が行われました。

事故のことを考えると難しいことですが、もっと早い時点での捜索が可能であれば、助かった命があったのではなかったかと思えずと、やりきれない思いがします。

県内の地震、津波の被害は3月11日現在、死者1,997人、行方不明者53人、重傷者20人、軽傷者162人、原発事故と重なり県内約97,700人、県外約62,600人、合わせて約16万人が仮設住宅や借上げ住宅で避難生活を送っております。

また、県外の避難先は日本全国に及んでおりますが、山形県、東京都、新潟県、埼玉県に特に多く避難されており、今後も増減が見られると思います。

原発事故は近県を始めとして日本全国の各地に甚大な影響を与えておりますが、新聞報道(文部科学省11月11日公表)によれば放射性物質は主に3つのルートで拡散したとのことで、県内の高濃度の放射性物質汚染区域は気象や地形により、警戒区域の双葉町他

9町村、北西方向の避難区域の飯舘村(全村)、避難区域でない伊達市(小国地区)、福島市(渡利地区)の一部に斑に拡散しました。

県は、比較的高い線量が検出された市町村の子供の安全・安心の確保のため、子供たちに外部被ばく量を測定する個人積算線量計(ガラスバッジ)を配布し、さらに、体内の放射性物質量を測定する機器「ホールボディカウンター」(車載型)を導入し、子供と妊娠中の方を優先に検査をして、一人一人の内部被ばく量を測定することで、県民の不安の軽減を図っております。

しかし、幼い子供を持つ母親達にとっては放射能汚染への不安は大きく、復旧復興に向け踏み出すには徹底した除染が必要となります。

しかし、除染作業は除去した放射性物質を含む土壌等の仮置場の選定という大きな課題があり、思うように進んでいないというのが現状です。願わくば、今後の研究によって事故由来の放射性物質を消滅させることが出来るようになるものかと、僅かな期待を込めて夢想しています。

福島県の農産物の内、コメの収穫量は全国4位ですが、コメの検査方法は二段階のサンプリング検査をしておりましたが、耕作自粛地区でない福島市(渡利)及び伊達市(小国地区)内の比較的高い線量が検出された地区の一部のコメから、11月下旬に基準値をわずかに超えた放射性セシウムが検出され、県は旧福島市地区に出荷自粛の要請を出しました。

また、伊達市、福島市は、もも、りんご、なし、ぶどう、さくらんぼなどの果樹生産が盛んな地区で、それらの果物から放射性物質は検出されませんでした。例



4年前の11月頃の「あんぼ柿」造りの一風景です。「あんぼ柿」は伊達市梁川町で大正年間に開発されました。渋柿を硫黄で燻蒸して乾燥させる独特の製法で作られます。単に干しただけの干し柿とは違い、半分生のようなジューシーな感触で羊羹のようにやわらかいのが特徴です。

(橋本副会長撮影)

年であれば贈答として注文があった分が控えられた結果か、りんごなどの出荷量は昨年の半分にとどまったとのこと。今後、更に農作物の検査体制を徹底、公表することで、本来安全な作物の信頼回復にも繋がることを祈っています。

そんな中で、福島では例年秋の季節には名産「あんぼ柿」(干し柿の一種)作りが盛んで渋柿を収穫して、皮を剥いて各家庭の軒先に暖簾のように干す姿が見られてきましたが、今年は放射能物質が干すことにより濃縮されるということで「あんぼ柿」作りを自粛したため、柿木に収穫されない柿がさみしく残っている状態でした。昨年は特に柿の当り年のようでした。昨年に実っていましたが、カラスも知ってか知らずか食べないようです。(食べきれないか?)

今後、福島の一部の放射線量が高い所では放射能汚染と共存していく前提で生活を考え、低線量被ばくが多少続くとした上での健康管理を徹底していく必要があります。

内部被ばく防止には食物の放射能検査が重要であるため、伊達市、福島市においては放射能測定機器を整備して、学校給食センター、公民館、本庁及び各支所に配置しました。

この配置で、自家製の野菜などの放射能汚染が心配な市民は気軽

に測定して、その結果を基に食べるかどうかを自分で判断し、内部被ばくから自分を、家族を守るように努めることができる体制が整いました。

また、この検査結果について、どの地区で、どのような食物が、どの程度の放射能レベルであったかを公表され、市民が参考にできるようになりました。

原発事故後、県内の日常で特に変わったところは、毎日、テレビ・ラジオでその日測定した主要定点12ヶ所の放射線量の情報を朝夕の天気予報と同じように放送し、新聞では更に詳しく県内120ヶ所で計測した線量結果を掲載し県民に情報を提供していることです。

現在、会員は不安を抱えつつも、平常時の生活に戻りつつあり、避難していた会員も近隣の市町村に仮自宅、事務所を確保し業務を再開した者もおります。

しかし、仕事を再開した会員も、殆どの者は受託件数が激減し

たとのことで、見通しが立てられず、会員の今後の生活にも多大な影響をきたすことが心配されます。

また、現時点で17名の会員が避難しており、その内8名はいまだ県外に避難して業務の再開の見通しが立たない会員、家族が他県に避難して単身赴任状態になっている会員、家族間で放射能についての考え方の差異があるなど、会員の心労、辛苦はいかばかりかと推察されます。

福島県、福島会はこのような状態で1年が経過し、地震、津波による災害に対しては前向きに復旧、復興に向けて前進しておりますが、放射能汚染に対しては、一部を除いて対策が遅れていることから、前向きに考えるにはまだ時間が必要かと思えます。

手放しで復興を進めていけない現状と先の見えない不安に、時間が経過すればするほど人の心が荒れることが心配されます。



平成23年2月20日現在の相馬郡新地町の被災状況です。この辺にはJR常磐線の新地駅がありましたが、津波により線路や新地駅駅舎が流失し、今も復旧のめどが立っておりません。



陣屋門

水上陽三

花散らす風を非情と思はざる
落花踏む心のどこか虚ろにて
歩かねば一日衰ふ八重桜
菖蒲葺くならさしあたり陣屋門
遠に見て我に重ぬる竹の秋

雑詠

水上陽三選

岐阜

堀越貞有

子育てに今昔ありて古茶新茶
一本の幹より千畳藤の棚
米櫃に住みて座食の殻象虫
豆ごはん口にし想ふ母のこと
鯉幟眼下の出来事見てゐたり

愛知

清水正明

捨畑を訝しむなり花空木
むらさきに明け初む木曾路桐の花
石打の石にはなれぬ墓

※石打とは、罪人の下半身を土に埋め、大勢の者が石を投げつけ徐々に死に至らしめる残酷な処刑方法。

優しさは路傍にありぬ姫女苑

磐田市行興寺

熊野の藤触れて史実を確かめぬ

東京

黒沢利久

落日のひかりを湛え春の川
未明より雨の憲法記念の日
八重桜吹奏楽が校舎より
流れ行く雲を見送り夏櫂

武士道の善悪いづれ夏鴉

茨城

島田

操

老いたるも身は豊饒や昭和の日
賑やかな運動公園風薫る
暮れなずむ麓明るき若楓
春眠をゆさぶつて過ぐ余震かな
田を植ふる原発被害あらうとも

埼玉

井上晃一

連休の土産待たるるいちご狩
太公望菜の花道を急ぎけり
街灯の照し出したる花吹雪
昭和の日八十五歳となりにけり

今月の作品から

水上陽三

堀越貞有

子育てに今昔ありて古茶新茶

新茶が開始めると去年のお茶は古茶となる。子育ても年々社会環境の変化に伴って変化して行く。お嫁さんの子育てを眺めながら、自らの子育てを回顧して変化の著しさに驚いているのである。そんな変化を朝夕に喫するお茶に例えている。

清水正明

捨畑を訝しむなり花空木

地方によって相違はあるうが、田畑の境木に空木を植える習慣がある。おそらく作者の近辺にもその様な習慣があつてのこと

と思うが、たまたま見掛けた捨てさられたように雑草に覆われ耕作されない畑を見て、どうしたことであろうと半ば心配げに見つめているのである。堺界に植えられ花をつけている空木も作者と同じように心配げであった。

黒沢利久

落日のひかりを湛え春の川

落日ごろの川面を逆光で眺めると、まさにこのような光景を目の当たりにする。作者の居住する近辺には、満々と水を湛えた河口に近い川や運河があるので、日常の景として想像することができる。技巧のない表現に好感が持てる。

島田 操

老いたるも身は豊饒や昭和の日

四月二十九日、昭和天皇の生前の天長節が崩御後、みどりの日となり、さらに現在は昭和の日として祝日に指定されている。作者は当然に昭和初期の生れであるからかなりの高齢である。しかし現在なお豊饒として業務の合間には農業にもいそしまれている。私の言いたいことを言ってくれたような作品なので頂いた。健康をお祝いすると同時に益々の健康とご自愛を祈って止まない。

2011年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2011年4月号(No.651)

}

2012年3月号(No.662)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
法務省	2011. 9	656	表示に関する登記における実地調査の指針の改定について
連合会	2012. 1	660	登記情報提供システムが新しくなります。
	2012. 1	660	平成23年度土地家屋調査士試験の結果について

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2011. 5	652	土地家屋調査士制度PRアニメーション～土地家屋調査士 THE movie ～
	2011. 7	654	速報 第68回定時総会
	2011. 7	654	カンボジア王国訪問記 日司連の司法省訪問に同行して
	2011. 8	655	第68回定時総会
	2011. 9	656	土地家屋調査士業務形態・報酬実態調査について
	2011.10	657	国土交通大臣 表敬訪問
	2011.11	658	平岡秀夫法務大臣 表敬訪問
	2011.12	659	平成23年を振り返って～土地家屋調査士制度制定60周年から1000年に一度の試練へ～
	2011.12	659	全国一斉表示登記無料相談会 開催報告
	2011.12	659	平成23年度 第1回全国会長会議
	2011.12	659	内閣官房長官、総務大臣、農林水産大臣表敬訪問
	2012. 1	660	国際地籍学会総会及び第8回国際地籍シンポジウム予備会議 報告
	2012. 3	662	平成23年度 第2回全国会長会議
	2012. 3	662	法務大臣 表敬訪問
財務部	2011. 8	655	第26回写真コンクール開催
	2012. 1	660	大規模災害基金状況

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し	
広報部	2011. 5	652	ほっかいどう地図・境界シンポジウム2011 part10	
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2011. 6	653	「境界問題解決支援センター道東」設立(釧路会)	
	2011. 6	653	三重会新会館の完成に寄せて(三重会)	
	2011. 7	654	日本最北、会員数60余名の会で境界問題相談センターを開設 旭川境界問題相談センターの設立(旭川会)	
	2011. 8	655	第5回つくば国際ウオーキング大会(茨城会)	
	2011. 9	656	完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 帯広～釧路土地家屋調査士会の取り組み～(釧路会)	
	2011.11	658	土地家屋調査士制度制定60周年記念事業を振り返って(広島会)	
	2012. 2	661	第26回日調連・第31回関東ブロック協議会合同 「東日本大震災」復興支援 チャリティーゴルフ大会舞台裏(東京会)	
	全 調 政 連	2011. 6	653	全国土地家屋調査士政治連盟 第11回定時大会開催
	外部団 体事業	2011. 5	652	「地籍問題研究会」発足記念企画 地籍問題研究会座談会 テーマ『地籍問題研究会の役割と展望』について
		2011. 8	655	第5回つくば国際ウオーキング大会
2011. 9		656	津波被害を受けた登記簿の修復作業	
2011.10		657	地籍問題研究会 第1回研究会 開催～東日本大震災復興支援シンポジウム～	
2011.10		657	東日本大震災による被災者への支援活動と首都直下地震への対応 第5回 専門家と共に考える災害への備え実践編 ～東日本大震災復興支援シンポジウム～(東京会)	
2011.10		657	東京大学空間情報科学研究センター 寄付研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」CSIS-i 最終成果報告会～「我々は何ができて何ができなかったのか」	
2012. 2		661	完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 大阪工業大学	
2012. 2		661	完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 八女	
2012. 2		661	追手門学院小学校「測量体験会」の報告	
2012. 3		662	完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 広島国際学院大学	
2012. 3	662	SPACシンポジウム2011 準天頂衛星(みちびき)民間利用実施報告		

■論文

	掲載号	号数	区分、見出し
研究所	2011. 5	652	平成 21～22 年度研究所研究経過報告(要旨)について

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2011. 8	655	会長・副会長就任の挨拶
	2011. 9	656	専務理事・常任理事就任の挨拶
	2012. 1	660	新年の挨拶／新年をお迎えして
法務省	2012. 1	660	新年の挨拶／新年を迎えて

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2011.11	658	地籍問題研究会 平成 23 年度第 2 回研究会のお知らせ
	2012. 2	661	地籍問題研究会 平成 24 年度総会及び第 3 回定例研究会のお知らせ
研修部	2011. 4	651	土地家屋調査士新人研修修了者近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック
	2011. 8	655	土地家屋調査士新人研修開催公告 関東ブロック
	2011.10	657	第 7 回土地家屋調査士特別研修の開催について
	2011.10	657	土地家屋調査士新人研修開催公告 四国ブロック
	2011.11	658	第 7 回土地家屋調査士特別研修の開催について
	2011.12	659	土地家屋調査士新人研修修了者 関東ブロック
	2011.12	659	土地家屋調査士新人研修開催公告 近畿ブロック・中部ブロック・中国ブロック・九州ブロック
	2012. 1	660	土地家屋調査士新人研修開催公告 北海道ブロック・東北ブロック
	2012. 3	662	土地家屋調査士新人研修修了者 四国ブロック
広報部	2011. 7	654	「土地家屋調査士の日」制定について
人事	2011. 5	652	人事異動 法務局・地方法務局
叙勲・黄綬	2011. 7	654	平成 23 年 春の叙勲・黄綬褒章
	2011.12	659	平成 23 年 秋の叙勲・黄綬褒章
その他	2011. 7	654	講習のお知らせ◆実務に生かせる「紛争解決学」講義 講師 廣田尚久

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2011. 6	653	平成 24 年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
	2011.12	659	平成 24 年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
	2012. 2	661	第 8 回国際地籍シンポジウム(日本) 会員研究論文募集のお知らせ
財務部	2011. 8	655	第 26 回日調連・第 31 回関東ブロック協議会合同「東日本大震災」復興支援チャリティーゴルフ大会
共済会	2011. 9	656	団体定期保険加入者募集
	2012. 1	660	【平成 24 年度】測量機器総合保険(動産総合保険)の中途加入のご案内
	2012. 3	662	第 27 回 写真コンクール作品募集

■斡旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
研修部	2011. 5	652	土地境界基本実務 V「境界鑑定 V(筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
広報部	2011. 5	652	土地家屋調査士 2012 年オリジナルカレンダー
	2011. 8	655	〃

■書籍紹介

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調査士の本棚	2011. 4	651	新版 日本の地籍 その歴史と展望
	2011.10	657	これだけは知っておきたい!山村流 災害・防災用語事典
	2011.12	659	クルツ・レーアブーフ 民法総則 土地の境界——そのしくみ お茶の間の境界学
	2012. 3	662	表示登記添付情報 作成の実務—地積測量図・調査報告情報—

■レギュラーコーナー

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 4	651	土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年地籍シンポジウム2010 / 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo

東日本大震災

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 4	651	東日本大震災に関する日本土地家屋調査士会連合会の対応 東北地方太平洋沖地震に際しての日調連会長声明 災害対策本部の活動 東日本大震災 被災現地視察
2011. 4	651	東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)発生からの連合会対応経過一覧
2011. 5	652	東日本大震災と土地家屋調査士 ～復興へ向かって～
2011. 6	653	東日本大震災と土地家屋調査士 ～防災と復興のために～
2011. 7	654	明日に向かって…復興支援対策本部の活動

3・11 東日本大震災 被災地からのレポート

掲載号	号数	区分、見出し
2011.11	658	第1回 東日本大震災あの日の私たち(宮城会)
2012. 1	660	第2回 あの日から(岩手会)
2012. 3	662	第3回 あの日あの時を想う(福島会)

地籍学の法的側面・技術的側面について

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 7	654	「地籍学の法的側面・技術的側面について」連載開始にあたって
2011. 8	655	第1回 地籍調査事業における「地籍学」の位置づけ
2011. 9	656	第2回 土地取引における地籍の持つ意義
2011.11	658	第3回 地籍学と水
2011.12	659	第4回 地籍ハザードマップの構築と利活用
2012. 1	660	第5回 土地境界概念における対物性と観念性の相克
2012. 2	661	第6回 土地境界概念における対物性と観念性の相克
2012. 3	662	最終回 これからの都市計画・まちづくりにおける土地家屋調査士への期待

事務所経営の必要知識—時代にあった事務所経営のために—

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 6	653	第1回 土地家屋調査士業周辺の税務
2011. 7	654	第2回 土地家屋調査士の労務管理
2011. 8	655	第3回 「もしも」の時の備えを考える
2011. 9	656	第4回 信頼関係を築くビジネスマナー
2011.10	657	第5回 土地家屋調査士事務所の法的責任と危機管理
2011.11	658	第6回 土地取引に関わる留意点と境界にまつわる問題点
2011.12	659	第7回 土地家屋調査士と不当廉売
2012. 1	660	第8回 「事実上の証明力」と「筆界情報の格付け・認証」
2012. 2	661	第9回 不動産市場を展望するためのポイント
2012. 3	662	第10回 不動産の価値と調査・測量の成果

LOOK NOW

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 4	651	臨時全国ブロック協議会長会同開催

特定認証局の動き

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 5	652	オンライン申請の最近の動向
2011. 7	654	厳しい要件によって運用される特定認証局について
2011.11	658	IT戦略本部に潜入～i-Japan戦略2015～
2012. 1	660	オンライン利用に関する計画について
2012. 3	662	オンラインと認証局の将来

時代への扉—研究所活動報告—

掲載号	号数	区分、見出し
2012. 2	661	業務情報の公開とは
2012. 3	662	地籍管理に関する国際標準化/調査・測量実施要領改定について

土地家屋調査士とマーケティング

掲載号	号数	区分、見出し
2011.11	658	土地家屋調査士とマーケティング②

写真コンクール応募作品

11月号から3月号にわたり掲載

事務局紹介

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 4	651	事務局紹介 Vol.23 (石川会、香川会)
2011. 5	652	事務局紹介 Vol.24 (富山会、徳島会)
2011. 6	653	事務局紹介 Vol.25 (広島会、釧路会)
2011. 7	654	事務局紹介最終回(山口会、愛媛会)

我が会の会員自慢

掲載号	号数	区分、見出し
2012. 2	661	Vol.1 (福島会、京都会)
2012. 3	662	Vol.2 (山形会、兵庫県)

ネットワーク 50

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 4	651	福島会
2011. 5	652	京都会
2011. 6	653	神奈川県
2011. 7	654	東京会
2011. 8	655	山口会・沖縄会
2011. 9	656	長野会・大阪会・奈良会
2011.10	657	東京会
2011.11	658	京都会・三重会・茨城会
2011.12	659	埼玉会
2012. 1	660	札幌会・長野会・兵庫県
2012. 2	661	滋賀会
2012. 3	662	奈良会・鹿児島会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 5	652	公嘱協会情報 vol.89
2011. 7	654	公嘱協会情報 vol.90
2011. 9	656	公嘱協会情報 vol.91
2011.11	658	公嘱協会情報 vol.92
2012. 1	660	公嘱協会情報 vol.93
2012. 3	662	公嘱協会情報 vol.94

「美の工房」

工芸評論家 笹山 央

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 4	651	第41回 乾漆の器に花へのあこがれとリアルな姿を托す 野口洋子さん
2011. 5	652	第42回 闇の世界に「言魂」が飛び交う 田中清隆さん
2011. 6	653	第43回 小さなガラスの塊りの中へ、心の中をのぞき込むように 内田敏樹さん
2011. 7	654	第44回 現代に蘇った曜変天目茶碗、「やきもの」の神秘を解く。 桶谷寧さん
2011. 8	655	第45回 木の板の中を彫り抜いて、自らの環境を創り出す 竹田光幸さん
2011. 9	656	第46回 万華鏡はストーリーのある印象派アート 細野朝土さん
2011.10	657	最終回 回転するかごが表す思考のかたち 高宮紀子さん

特集・ADRに思いを寄せて——土地家屋調査士の取組み

掲載号	号数	区分、見出し
2011.12	659	土地家屋調査士会 ADRの現状
2012. 1	660	土地家屋調査士会 ADRの将来

会長レポート

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 水上 陽三

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

会員の広場を利活用ください

4月号から8月号にわたり掲載

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2011. 6	653	2010年度「土地家屋調査士」掲載索引

4月

17日～18日

第1回監査会

26日

第3回正副会長会議

<議題>

- 1 平成24年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

26日～27日

第1回理事会

<審議事項>

- 1 平成23年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 連合会会館(シティ音羽)の処分について
- 3 平成24年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について
- 4 平成24年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
- 5 第69回定時総会提出議案について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会弔慰規程の一部改正(案)について
- 9 専務理事の役員手当について
- 10 業務統計等検討会の設置について
- 11 第8回特別研修の開催日程について
- 12 制度対策本部員の追加選任について
- 13 調測要領委員会委員の追加選任について
- 14 平成24年秋の叙勲及び褒章受章候補者の追加推薦について
- 15 平成24年度日本土地家屋調査士会連合会顕彰受賞者について

<協議事項>

- 1 第69回定時総会の対応について
- 2 平成24年度第1回全国会長会議の開催について
- 3 各土地家屋調査士会における筆界特定事例

の収集について

- 4 土地家屋調査士業務報酬に係る経費の算出に関する取りまとめについて
- 5 第8回特別研修の実施方法について
- 6 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 7 一般市民を対象とするインターネットを利用した土地家屋調査士に関する市場調査の委託について

第1回理事会業務監査

27日

第8回国際地籍シンポジウム実行委員会(第1回)

<協議事項>

- 1 プログラム(案)について
- 2 総合司会及び各会場の進行担当について
- 3 チラシ・ポスター等の印刷・配布部数等について
- 4 論文募集及び論文審査会について
- 5 予算について
- 6 今後のスケジュールについて

5月

9日

第1回広報部電子会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 ホームページのリニューアルについて
- 3 G空間EXPOについて
- 4 「事務所運営の必要知識」について
- 5 会報の表紙について
- 6 第69回定時総会の取材について

14日～15日

第1回調測要領委員会

<議題>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

お詫び

本誌5月号(No.664)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

記

(頁)	(正誤箇所)	(誤)	(正)
11	会議出席者 月原敏博氏の肩書	教授 博士(地理)	→教授

平成24年 春の黄綬褒章

おめでとございます。



黄綬褒章
木村 保成 (静岡県土地家屋調査士会)
昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴35年
静岡会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成21年法務大臣表彰等、現在静岡会名誉会長、64歳



黄綬褒章
小林 庄次 (東京土地家屋調査士会)
昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
東京会理事、同副会長、日調連副会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、現在東京会相談役、65歳



黄綬褒章
南木 哲雄 (函館土地家屋調査士会)
昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
函館会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成16年法務大臣表彰等、現在函館会顧問、67歳



黄綬褒章
美濃 勉 (京都土地家屋調査士会)
昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
京都会理事、同副会長を歴任
平成18年法務大臣表彰等、69歳



黄綬褒章
安川 義巳 (旭川土地家屋調査士会)
昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
旭川会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成21年法務大臣表彰等、現在旭川会名誉会長、65歳

※受章者の年令・歴に関しましては、平成24年4月29日発令日の年令・歴です。



土地家屋調査士の本棚

筆界特定事例集

東京法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 編著

内容

筆界特定に当たっては、表示登記に関する制度やその変遷に対する十分な理解と、土地台帳、登記簿、地図、地積測量図などの資料を的確に読み解き整理することが求められます。

本書は、適正かつ迅速に筆界特定手続を進めていくために、類似事案を考察できる基本解説書です。「震災復興に係る土地区画事業内の土地について、当該事業換地図及び公共用地境界図を有力な資料として特定した事例」や「原始筆界について、対象土地の実測図を有力な資料として特定した事例」など、厳選された24事例が収録されています。



B5判 284頁
定価(税込) 2,940円
割引価格(税込) 2,650円
送料無料
発行元：日本加除出版株式会社
発行日：2010年11月10日

発行・販売 日本加除出版株式会社 <http://www.kajo.co.jp/>

〒171-8516 東京都豊島区南長崎 3-16-6 電話：03-3953-5642 (営業部) FAX：03-3953-2061

ホームページまたは電話、FAXにてお申し込みください。

編集後記

金星の太陽面通過(もう一つの天体ショー)

先日(5/21)、私もエドモントホテルの前庭で金環日食を妻と一緒に見させていただきました。リングになった瞬間には、どこからとなく拍手とどよめきが起き、一生忘れられないものになりました。

今年は、天文現象の当たり年だそうで、金環日食のほか、部分月食(6/4)や金星の太陽面通過(6/6)があります。部分月食は金環日食を起こした月がおおよそ2週間後に、地球の裏側に周回して起こるものだそうです。

また、金星の太陽面通過という現象は、8年という対で起きた後、105年から120年後に次の対が来るとのことです。今年の前対は、1874年(明治7年)であり、この時には欧米各国が世界70か所以上に観測隊を派遣したそうです。

そのわけですが、17世紀までには惑星間の距離関係は、地球と太陽のあいだの距離を一天文単位として相対的には分かっておりましたが、絶対的な距離はまだ判明していませんでした。地球の広範囲に離れた観測点で、金星の太陽面通過が始まる時間か終わる時間のわずかな違いと太陽面上の通過する位置のずれの二つを厳密に測り、地球の観測点の二点間の距離を利用した三角測量の原理で地球と太陽の絶対的な距離を正確に測定できる100年に一度のチャン

スとなったからです。

当時、日本も絶好の観測地域であるとのことから、フランスが長崎と神戸で、アメリカが長崎で、メキシコが横浜で観測を行い、日本もそれに技術者を参加させて観測技術を見習わせたそうです。

また、明治政府はメキシコが唯一海外に派遣した観測隊の利便のために観測基地までの電信線を新設いたしました。この電信線を利用して各国の観測隊と連絡を取り観測できたことにメキシコの隊長は感謝し、帰国を延期して日本の経度観測も行ってくれて、これが日本の経度原点の基になったとのことです。

正確な時計ができ、電信で世界とつながったことと、100年に一度の天文観測の機会と外国の観測隊の協力があつたことでグリニッジの経度と結びつける日本の経度の観測ができたということでもあります。

伊能忠敬は、緯度の測定はできましたが、正確な時計がないために、経度の観測ができなかったという記録がありました。

写真や時計の技術が発達する明治まで待たなければ正確な経度が分からなかったことと、はたして伊能忠敬はもう一つ前の1760年代の太陽面通過を観測したのだろうか、とに思いを馳せた次第であります。

広報部次長 岩淵正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連特定認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

日調連特定認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意願います☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意くださいようお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

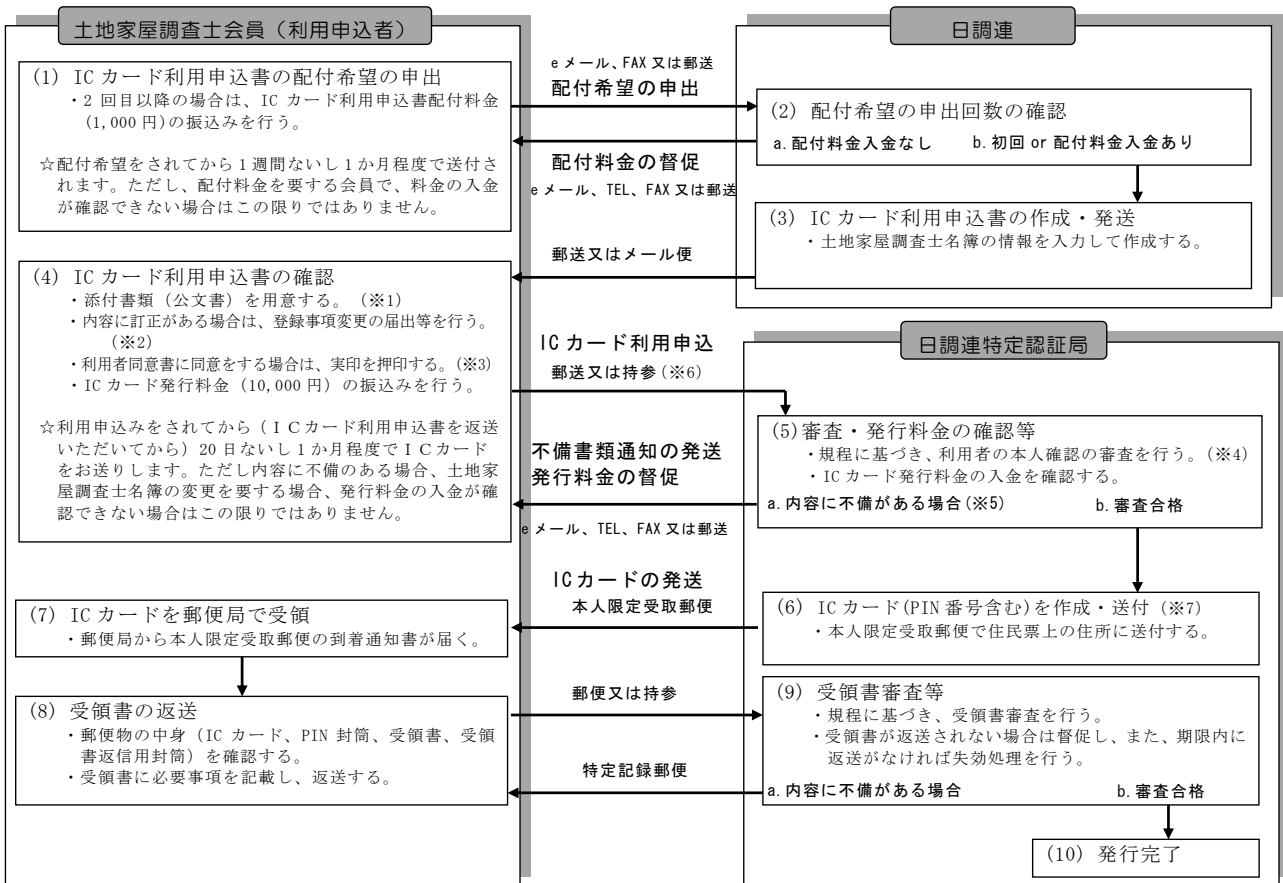
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。
特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

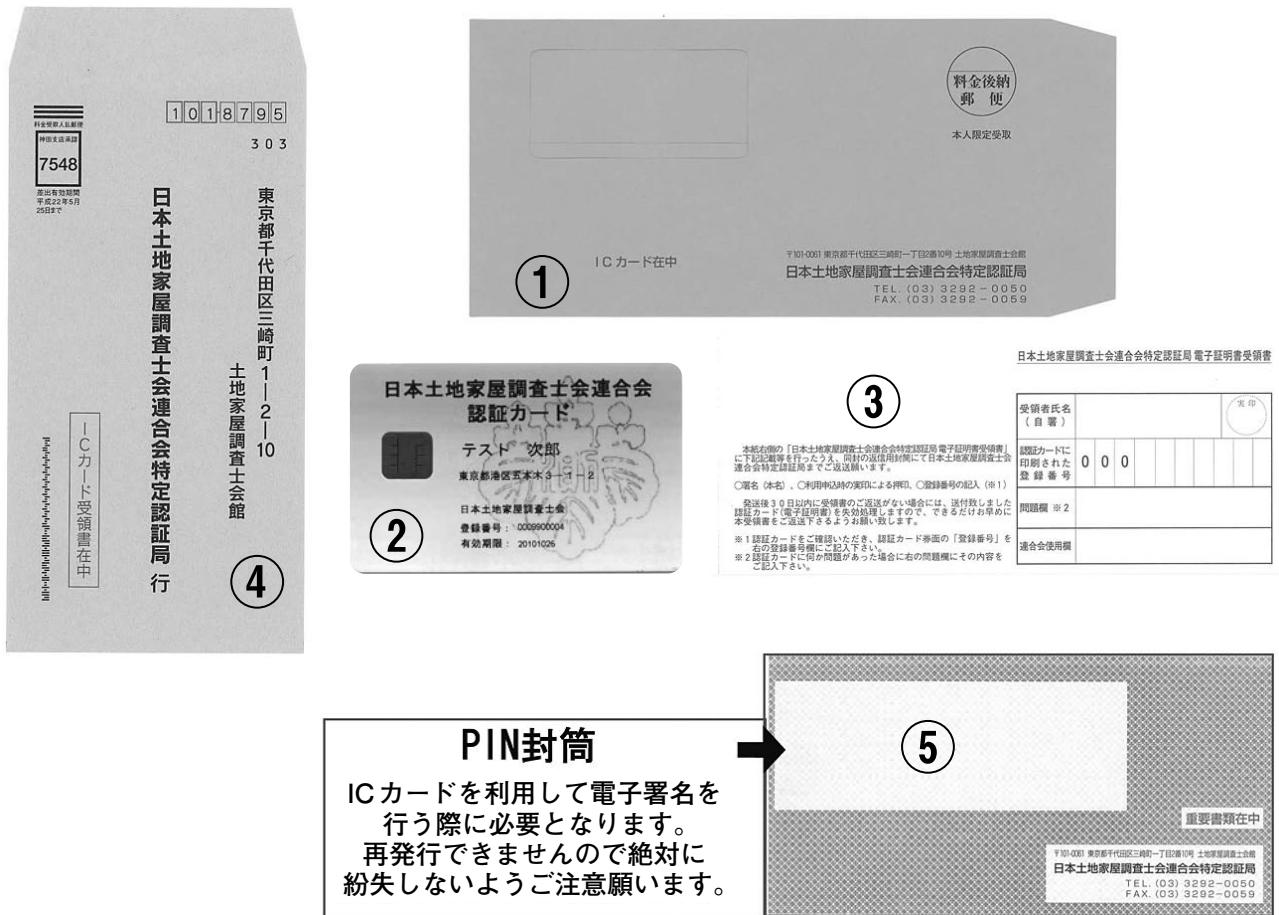
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返送用封筒
- ⑤ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続が必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ (<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>) を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ (<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>) 及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>) から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成24年4月末日現在で累計20,445枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 竹内八十二

- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例:東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		